

令和 2 年

双葉町議会会議録

第 3 回定例会

9 月10日開会～ 9 月16日閉会

双 葉 町 議 会

令和 2 年第 3 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月10日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
委員長報告	7
行政報告	9
報告第 8 号	10
議案第 4 2 号から議案第 5 4 号までの一括上程	10
議案第 4 2 号から議案第 5 4 号までの提案理由の説明	11
議案第 5 5 号の上程、説明	12
議案第 5 6 号から諮問第 1 号までの一括上程	13
議案第 5 6 号から諮問第 1 号までの提案理由の説明	13
監査報告	17
散 会	18

第 2 日 (9月11日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	22
議事日程の報告	22
一般質問	22
2番 石 田 翼 君	22
3番 羽 山 君子 君	25
5番 菅 野 博 紀 君	32
1番 尾 形 彰 宏 君	46
7番 岩 本 久 人 君	55
4番 高 萩 文 孝 君	63
散 会	68

第 7 日 （9月16日）

議事日程	69
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため議場に出席した者の職氏名	71
開 議	73
議事日程の報告	73
発言の取消し	73
議案第42号の質疑、討論、採決	73
議案第43号の質疑、討論、採決	74
議案第44号の質疑、討論、採決	74
議案第45号の質疑、討論、採決	75
議案第46号の質疑、討論、採決	76
議案第47号の質疑、討論、採決	76
議案第48号の質疑、討論、採決	77
議案第49号の質疑、討論、採決	77
議案第50号の質疑、討論、採決	78
議案第51号の質疑、討論、採決	78
議案第52号の質疑、討論、採決	79

議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	7 9
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	8 0
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	8 0
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	8 1
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	8 2
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	8 7
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	9 6
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	9 7
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	9 7
諮問第 1 号の質疑、討論、採決	9 8
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	1 0 1
議員派遣の件	1 0 1
閉 会	1 0 1

2 双葉町告示第 2 8 号

令和 2 年第 3 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 2 1 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 2 年 9 月 1 0 日（木）
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1 番 尾 形 彰 宏 君
3 番 羽 山 君 子 君
5 番 菅 野 博 紀 君
8 番 佐々木 清 一 君

2 番 石 田 翼 君
4 番 高 萩 文 孝 君
7 番 岩 本 久 人 君

○不応招議員（1名）

6 番 清 川 泰 弘 君

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和２年第３回双葉町議会定例会議事日程（第１号）

令和２年９月１０日（木曜日）午前１０時開会

開 会

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第４ 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第５ 行政報告
- 日程第６ 報告第 ８号 専決処分の報告について
専決第１２号 太陽光発電設備設置工事請負契約の一部変更について
- 日程第７ 議案第４２号 専決処分の承認について
専決第１１号 常磐線双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎整備に係る協定の一部変更について
- 日程第８ 議案第４３号 双葉町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第９ 議案第４４号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第１０ 議案第４５号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第１１ 議案第４６号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第１２ 議案第４７号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第１３ 議案第４８号 町道路線の廃止について
- 日程第１４ 議案第４９号 町道路線の認定について
- 日程第１５ 議案第５０号 道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物件移設工事（１工区）工事請負契約の一部変更について
- 日程第１６ 議案第５１号 双葉町産業交流センター備品（会議室・共用部分等什器）購入契約の一部変更について
- 日程第１７ 議案第５２号 水処理センター建設工事業務委託契約の締結について
- 日程第１８ 議案第５３号 備品購入契約の締結について
- 日程第１９ 議案第５４号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第２０ 議案第５５号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて

- 日程第21 議案第 5 6 号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第22 議案第 5 7 号 令和 2 年度双葉町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議案第 5 8 号 令和 2 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 議案第 5 9 号 令和 2 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第25 議案第 6 0 号 令和 2 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第26 議案第 6 1 号 令和 2 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第27 議案第 6 2 号 令和元年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第28 議案第 6 3 号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第29 議案第 6 4 号 令和元年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第30 議案第 6 5 号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第31 議案第 6 6 号 令和元年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第32 議案第 6 7 号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第33 議案第 6 8 号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第 6 9 号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第35 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（7名）

1 番	尾 形 彰 宏 君	2 番	石 田 翼 君
3 番	羽 山 君 子 君	4 番	高 萩 文 孝 君
5 番	菅 野 博 紀 君	7 番	岩 本 久 人 君
8 番	佐々木 清 一 君		

○欠席議員（1名）

6 番	清 川 泰 弘 君
-----	-----------

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘書広報課長	鈴 木 健 一 君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平 岩 邦 弘 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大 浦 富 男 君
戸籍税務課長	高 橋 秀 行 君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	中 野 弘 紀 君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶 来 丈 夫 君
生活支援課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教育総務課長	橋 本 仁 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
---------	---------

書 記 加 村 め ぐ み

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、菅野博紀君、7番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月1日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月16日までの7日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、高萩文孝君。

（総務教育常任委員長 高萩文孝君登壇）

○総務教育常任委員長（高萩文孝君） おはようございます。総務教育常任委員会委員長、高萩文孝です。

私より、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名、双葉町地区公民館等の調査について、その他。調査は7月16日、8月25日の2回行いました。調査の内容は、当常任委員会の所管である教育総務課から説明をいただきました。

委員会の報告としまして、除染をした新山公民館、長塚二公民館、両竹公民館の活用方法を早急に明確にすること。解体する地区公民館について、特定復興再生拠点区域内の環境省による建物解体手続について時期を逸することなく、スケジュール感をしっかり持って取り組むこと。解体に当たり、当該行政区長に対し、解体工期や新たな町民交流の場の確保について丁寧な説明を行うこと。また、各地区公民館に保管されている伝統芸能用具などの保管場所の確保を図ること。地区公民館の敷地について、東日本大震災以降、支払いを止めているとのことから、個人所有に係る地代の支払いや解体後の土地の返還について早急に検討を進めること。特定復興再生拠点区域外の地区公民館の取扱いについても、町としての方針を早急に示すこと。今回の説明を受け、関係課の連携が脆弱と感じたため、各課の連携強化に努めるとともに、報告・連絡・相談の徹底を図ること。

以上、要点を申し述べ、報告とします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、菅野博紀君。

（産業厚生常任委員長 菅野博紀君登壇）

○産業厚生常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、菅野博紀です。

私より、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名、双葉町民の健康に関する調査について、その他。調査は7月6日に行いました。調査内容は、当常任委員会の所管である健康福祉課より説明をいただきました。

委員会の報告として、健診結果や今回の新型コロナウイルス感染予防により外出が制限されたことで、運動不足の町民の方に向けて、広報紙などを媒体に健康体操などを継続して掲載し、運動不足に対応してもらうようにとの意見が出ました。また、町で町民の健康状態が分かるのは、総合健診や各種がん検診などの健診が有効であり、健診結果により、各種事後指導、予防教室も有効であるとの意見でありました。さらに、健診の受診率を向上させるため、国保被保険者を対象に未受診者に対する受診勧奨の実施や過去の健診問診票の分析など有効な手段が取られていることを確認しました。新型コロナウイルスの感染は終息時期が不透明のため、今後も引き続き町民はもとより職員についても罹患防止や注意喚起を希望するとの委員の一致した意見でした。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。令和2年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

新型コロナウイルスの感染者は、首都圏や関西圏等の大都市で再び増加し、全国に拡大しております。このような状況の下、町民の皆さんにおかれましては、感染拡大地域への不要不急の移動を控えるなど慎重な行動をお願いするとともに、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生や、「密閉、密集、密接」の「3つの密」を避けるなどの「新しい生活様式」の実践による感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、毎年多くの町民の皆さんに参加いただいております「双葉町敬老会」、「町政懇談会」等の行事につきましては、町民の皆さんの健康と安全確保のため、今年度は残念ながら中止とさせていただくこととしました。

6月29日、下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合及び上羽鳥地区農地保全管理実行組合が、耕作再開モデルゾーン内の除染後農地の除草、耕起などの保全管理活動を開始しました。また、両竹地区農地保全管理組合では、7月10日に無人ヘリによる除草剤散布が農地保全管理活動の一環として実施され

ました。

7月1日には、復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点に関し、自動車などの次世代モビリティの開発等に取り組む株式会社双新電子及びバス事業や旅行業等に取り組む東北アクセス株式会社と企業の立地に関する協定を締結いたしました。立地される企業とともに、復興まちづくりの本格化に、より一層取り組んでまいります。

7月17日、復興シンボル軸と位置づけ、福島県が整備を進めておりました、国道6号から東側の県道長塚請戸浪江線、約2.1キロメートルが開通いたしました。今後は今月20日に開館する東日本大震災・原子力災害伝承館等が立地する中野地区復興産業拠点へのアクセスが改善されたことで、人々の交流を活発にし、町の復興に大きく寄与するものと考えております。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全町避難から10年目となり、特定復興再生拠点区域内の立入規制の緩和が実施され、町立学校施設等の除染も終了したことから、8月22日、23日の2日間、町内の小中学校、幼稚園に残された私物の取り出しを震災当時の児童生徒、園児と保護者などを含め209名が参加し、新型コロナウイルス感染防止と熱中症予防対策を十分に行いながら実施しました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告事項が1件となります。提出議案等については、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が5件、町道路線の廃止及び認定が2件、契約関係が4件、特別功労表彰の同意が3件、令和2年度補正予算（案）が5件、令和元年度決算の認定が6件、委員の任命が2件、諮問が1件、合わせて29件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第8号 専決処分の報告について、専決第12号 太陽光発電設備設置工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第8号 専決処分の報告について、専決第12号 太陽光発電設備設置工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和元年10月18日、第3回双葉町議会臨時会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第8号を終わります。

◎議案第42号から議案第54号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第42号から日程第19、議案第54号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第54号までを一括上程いたします。

◎議案第42号から議案第54号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第42号から議案第54号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第42号 専決処分の承認について、専決第11号 常磐線双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎整備に係る協定の一部変更についてであります。これは平成30年5月24日、第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた協定金額に変更が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

議案第43号 双葉町行政手続等に係る情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、申請に係る署名及び手数料の納付等について、電子情報処理組織を使用する方法等でも行うことができるよう改正するものです。

議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って、申請を可能とするよう改正するものです。

議案第45号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和2年5月25日付でマイナンバー通知カードが廃止となりました。このため、マイナンバー通知カードの再交付手数料の規定を削除するものです。

議案第46号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてであります。東日本大震災による津波流出並びに福島第一原子力発電所事故による中間貯蔵施設の整備に伴い、浜野公民館、細谷公民館、郡山公民館を廃止するものです。

議案第47号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。延滞金及び還付加算金に関しての地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されることに伴い、

関係条文等を整備するため改正するものです。

議案第48号 町道路線の廃止についてであります。国道6号陳場下交差点整備に伴い、関係する道路を整理するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第49号 町道路線の認定についてであります。国道6号陳場下交差点整備に伴い、関係する道路を整理し、道路法第8条第1項の規定に基づき町道路線に認定するものです。

議案第50号 道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物件移設工事（1工区）工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和元年8月7日、第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた工事請負契約の内容に変更が生じたため、契約金額を9,475万700円に変更して契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

議案第51号 双葉町産業交流センター備品（会議室・共用部分等什器）購入契約の一部変更についてであります。これは令和元年12月18日、第4回双葉町議会定例会において議決いただいた備品購入契約の内容に変更が生じたため、契約金額を2,351万1,400円に変更して契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

議案第52号 水処理センター建設工事業務委託契約の締結についてであります。新たに中野地区復興産業拠点内に建設する水処理センター建設工事の業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第53号 備品購入契約の締結についてであります。空間除菌機購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第54号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第5号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

鴻崎太郎氏は、双葉町選挙管理委員会委員として、平成11年から長年にわたり選挙事務の管理執行及び選挙啓発の発展に貢献されており、平成27年に双葉町功労表彰、令和元年に選挙制度130周年記念表彰（総務大臣表彰）を受けられました。

以上、提案しました議案についてご審議のほどよろしく願いいたします。

すみません。議案第43号、3行目の「行政手続等における情報通信の技術の」と読むわけでありましたが、「行政手続に係る」と間違った発言をしてしまいました。「行政手続等における」と訂正いたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（佐々木清一君） 日程第20、議案第55号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて

を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、石田翼君の退場を求めます。

(2番 石田 翼君退場)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第55号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります、
双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石田翼氏は、双葉町寺松行政区長として、平成12年から長年にわたり、町民の絆・コミュニティー
の維持・発展及び交流事業に貢献されました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

石田翼君の入場を願います。

休議します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長(佐々木清一君) 再開します。

◎議案第56号から諮問第1号までの一括上程

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第56号から日程第35、諮問第1号までを一括上程したいと
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第56号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長(佐々木清一君) 議案第56号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第56号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります、
双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

吉田正志氏は、双葉町消防団員として、昭和60年から長年にわたり消防団活動に尽力されており、

平成28年6月に県消防協会より功績章、同年11月には双葉町功労表彰、令和2年には日本消防協会より精績章を受けられました。

議案第57号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ12億5,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額は305億6,047万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、地域経済産業活性化対策費補助金などの増により2,682万3,000円を追加いたしました。県支出金は、福島県浄化槽整備事業費補助金、福島県教育支援体制整備事業費補助金の増により55万5,000円を追加いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金、福島再生加速化交付金基金繰入金などの増により6,479万1,000円を追加いたしました。繰越金は、前年度繰越金として11億5,328万6,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、職員人件費などの増により2,799万円を追加いたしました。民生費は、4月28日以降に出生した新生児に対して一律10万円を給付する新生児特別定額給付金事業費などの増により4,013万6,000円を追加いたしました。衛生費は、双葉地方水道企業団への資本的事業負担金などの増により2,393万7,000円を追加いたしました。農林水産業費は、営農再開支援水利施設等測量設計業務委託料などの増により5,399万2,000円を追加いたしました。土木費は、中田・観音堂線ほか道路改良工事などの増により1億1,791万1,000円を追加いたしました。消防費は、本年秋に開所する産業交流センターに復興産業拠点就労者等の避難所としての機能を持たせるための備品購入費などの増により1,107万3,000円を追加いたしました。諸支出金は、財政調整基金への積立金により5億7,664万4,000円を追加いたしました。また、公共交通運行業務委託について債務負担行為を設定いたしました。

議案第58号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,689万円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億7,442万7,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金269万6,000円、繰越金に2,419万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費269万6,000円、諸支出金に国、県への返還金45万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第59号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,555万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は7億5,516万円となります。

歳入は、一般会計繰入金に3,206万6,000円、前年度繰越金に219万7,000円、雑入に129万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、下水道総務費に2,348万6,000円、下水道維持費に1,058万円、下水道建設費に129万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第60号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入

歳出それぞれ１億8,116万円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億5,129万4,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金150万9,000円を減額し、繰越金に１億8,266万9,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費160万3,000円、保険給付費9,257万3,000円、地域支援事業費240万6,000円をそれぞれ減額し、諸支出金に利用者負担軽減支援事業費として9,507万3,000円を追加いたしました。

議案第61号 令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであります、歳入歳出それぞれ6,487万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2,616万2,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により後期高齢者医療保険料6,549万8,000円、使用料及び手数料1,000円、繰入金17万4,000円をそれぞれ減額し、繰越金に79万9,000円を追加いたしました。

歳出は、保険料減免により総務費17万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,549万9,000円をそれぞれ減額し、諸支出金に一般会計繰出金80万円を追加いたしました。

議案第62号 令和元年度双葉町一般会計決算の認定についてですが、令和元年度決算額は、歳入総額301億694万5,000円、歳出総額286億5,514万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は14億5,180万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源１億9,851万4,000円を差し引いた実質収支は12億5,328万7,000円となりました。前年度と比較し、歳入が83億996万4,000円の増、歳出が79億3,977万1,000円の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。町税は11億4,972万9,000円で、個人町民税、固定資産税の増などにより、前年度から5,202万5,000円の増となりました。

地方交付税は46億2,321万9,000円で、震災復興特別交付税の増により、前年度から17億1,235万7,000円の増となりました。

国庫支出金は106億2,820万1,000円で、福島再生加速化交付金の増などにより、前年度から14億1,949万1,000円の増となりました。

県支出金は34億6,532万5,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金の増などにより、前年度から13億5,310万3,000円の増となりました。

繰入金は84億2,192万1,000円で、福島再生加速化交付金基金などの基金から繰入れを行い、各種事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

義務的経費は13億4,261万円で、公債費の減などにより、前年度から429万3,000円の減となりました。

投資的経費は103億9,526万7,000円で、双葉駅西地区復興拠点整備事業や常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の増などにより、前年度から41億821万5,000円の増となりました。

そのほかの経費は169億1,726万7,000円で、繰出金のうち、避難指示解除に向けたインフラ復旧の加速化による公共下水道事業特別会計繰出金が増となったことや、福島再生加速化交付金等の基金積立額が増となったため、前年度から38億3,584万9,000円の増となりました。

議案第63号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和元年度決算額は、歳入総額13億5,596万8,000円、歳出総額13億3,177万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は2,419万6,000円となりました。

歳入は、県支出金が10億7,467万3,000円で、歳入総額の79.3%を占めており、次いで国庫支出金が1億8,064万2,000円となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は9,150万6,000円で、前年度と比較すると1,955万円の減となりました。

歳出は、保険給付費が9億9,887万円で、歳出総額の75%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が3億613万1,000円となっております。保険給付費を前年度と比較すると2,543万円の増となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は46万4,375円で、前年度と比較して2万7,070円の増となっております。

議案第64号 令和元年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。令和元年度決算額は、歳入歳出総額共に346万5,000円となりました。前年度決算額410万6,000円に対し、64万1,000円の減額となっております。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっており、歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料が51万4,000円、公債費が公有林整備事業の元利償還金295万1,000円を支出しております。

議案第65号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。令和元年度決算額は、歳入総額15億3,645万8,000円、歳出総額14億5,604万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は8,041万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,812万円を差し引いた実質収支は229万7,000円となりました。

歳入は、一般会計繰入金が4億4,087万6,000円、繰越金が30万円、中間貯蔵施設支障物補償費などの雑入が10億8,737万2,000円となっております。

歳出は、下水道総務費が10億2,522万7,000円、下水道維持費が8,980万9,000円、下水道建設費が1億9,041万2,000円、公債費が下水道事業元利償還金1億5,059万3,000円となっております。

議案第66号 令和元年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和元年度決算額は、歳入総額12億5,896万2,000円、歳出総額10億7,614万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は1億8,281万9,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が5億5,808万9,000円、支払基金交付金が2億6,194万7,000円、一般会計からの繰入金が1億4,427万8,000円、県支出金が1億3,692万7,000円となっております。

歳出は、保険給付費が9億920万8,000円で、前年度から1,038万円の増となっており、歳出総額の84.5%を占めており、次いで地域支援事業費が3,805万6,000円、基金積立金が7,017万5,000円、国、県等の返還金など諸支出金が3,823万円となっております。

議案第67号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和元年度決算額は、歳入総額2,643万7,000円、歳出総額2,563万6,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は80万1,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金で2,098万円で、歳入総額の79.4%を占めており、次いで繰越金が311万6,000円、諸収入が234万2,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,608万7,000円で、歳出総額の62.8%を占めており、次いで総務費が421万9,000円、諸支出金が311万6,000円、保健事業費が221万5,000円となっております。

議案第68号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。高倉洋尚委員が10月6日をもちまして任期が満了となります。

高倉委員は、教育委員として1期4年間務められ、双葉町教育行政の進展に寄与されました。改選期に当たり、高倉洋尚氏の再任をお願いするものです。

高倉洋尚氏は、人格が高潔で、住民とのつながりも広く、教育並びに文化スポーツに関する識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第69号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。高野春美委員が、10月27日をもちまして任期が満了となります。

高野委員は、教育委員として1期4年間務められ、双葉町教育行政の進展に寄与されました。改選期に当たり、高野春美氏の再任をお願いするものです。

高野春美氏は、人格が高潔で、教育者としての経験、福祉関係者としての立場から教育並びに文化スポーツに関する識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員の井戸川則隆氏におかれましては、平成26年10月から現在まで2期委員としてご活躍されていることから、このたび再任し、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、提案いたしました議案等について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

すみません。議案第65号で、一般会計繰入金で、4億4,878万円と申すべきところを4億4,087万円と申してしまいました。訂正をさせていただきたいと思っております。正確な数字は4億4,878万6,000円でございます。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しております。

すので、重点的な報告にとどめたいとの申出がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

(監査委員 石川雄彦君登壇)

○監査委員(石川雄彦君) おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財政健全化指標のうち、実質公債費比率は3か年平均で6.9%、前年度より0.8ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

それと、昨年度も監査意見に挙げましたが、復興庁は復興・創生期間を今年度までとしており、これにより財源確保ができなくなれば、これまでと同様の事業継続、行政サービスの提供は困難です。国、県への要望の継続と並行し、5年後、10年後等の自主財源のシミュレーションを行い、双葉町内における役場庁舎の規模、人員の確保等、計画的に進める時期にあると思われますので、検討方、お願いをいたします。

また、双葉町役場いわき事務所の入退庁記録簿を確認したところ、深夜まで残業している職員が散見されました。身体的、精神的負担を考慮し、労働時間の管理徹底をお願いいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時47分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 2 年第 3 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 2 年 9 月 1 1 日（金曜日）午前 9 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

2 番 石 田 翼 君

3 番 羽 山 君 子 君

5 番 菅 野 博 紀 君

1 番 尾 形 彰 宏 君

7 番 岩 本 久 人 君

4 番 高 萩 文 孝 君

散 会

○出席議員（7名）

1 番	尾 形 彰 宏 君	2 番	石 田 翼 君
3 番	羽 山 君 子 君	4 番	高 萩 文 孝 君
5 番	菅 野 博 紀 君	7 番	岩 本 久 人 君
8 番	佐々木 清 一 君		

○欠席議員（1名）

6 番	清 川 泰 弘 君
-----	-----------

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘書広報課長	鈴 木 健 一 君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平 岩 邦 弘 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大 浦 富 男 君
戸籍税務課長	高 橋 秀 行 君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	中 野 弘 紀 君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶 来 丈 夫 君
生活支援課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教育総務課長	橋 本 仁 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
---------	---------

書 記 加 村 め ぐ み

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

2番、石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） おはようございます。通告順位1番、議席番号2番、石田翼でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

双葉町復興シンボル軸について。今年の3月に常磐双葉インターチェンジの開通に伴い、廃棄物運搬のダンプトラックや一般車両の通行量が多くなっております。復興シンボル軸の国道6号から東側については、大変よく整備されていますが、常磐双葉インターチェンジからJR双葉駅付近までの道路については幅員が狭く、曲がりくねった箇所が大変危険であります。そういった箇所について、危険防止策として拡幅できないのかお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。2番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町復興シンボル軸について。復興シンボル軸の拡幅改良についてのおたかしであります。常磐双葉インターチェンジから県道広野小高線までの約7.1キロメートルの県道井手長塚線、県道長塚請戸浪江線について、町では復興シンボル軸と位置づけ、復興の骨格をなす幹線道路として福島県が事業主体となり整備を進めております。現在の状況といたしましては、東側から順に説明しますと、国道6号から東側約2.1キロメートルについては、今年7月に供用を開始しております。国道6号から西側の800メートル区間におきましては、現在暫定供用をしており、またJR常磐線跨線橋の下部工、側道等の工事を進めていて、令和3年度からJR常磐線跨線橋の上部工に着手する予定となっております。この工区より西側の長塚字原田地内から上羽鳥字大道地内までの約1.5キロメートルにつ

きましては、現道拡幅及び一部線形改良を行うため現在用地取得を行っており、今年度より工事に着手し、令和4年度の完成を目指しております。

次に、上羽鳥字大道地内から常磐双葉インターチェンジ付近までの約2.0キロメートル区間におきましては、災害復旧等により舗装等を修復し、交通を確保しておりますが、この区間は山間部で急勾配、急カーブが続くなど、インターチェンジ開通後の交通量増大に伴い事故の危険性が高い箇所だと認識しておりまして、道路管理者である福島県に対しては、早期の拡幅改良を強く要望しているところであります。福島県では町からの要望を受け、今後事業化に向け調査検討を進めていくとのことであり、工事実施までの間は、危険箇所の局部的な改良、交通安全対策等を県に求め、町も連携して通行車両等の安全を確保してまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） ありがとうございます。インターチェンジから町に向かって、寺松行政区、さらには羽鳥行政区の3か所くらいが大変カーブがきつく、出会い頭で大変大型同士のすれ違いが難しいと。そういったことで、幅員に対しては5メートルの幅員があるのではないかというふうに思っておりますけれども、大型車両の幅からいきますと2.45メートルくらいの車両幅があるではないかというふうに思います。そういった同じ幅の車両同士がすれ違いをするということは、大変カーブについては危険だ、そのように思っております。そういったことで、できればその危険箇所についての拡幅は、当然シンボル軸としてあってはいいのかなという感じはしております。特に寺松行政区、自分の行政区を言うと大変申し訳ないのですが、寺松行政区の共同墓地、この出入りが大変カーブのところですごく危険な箇所になって今現在おります。そういったことで、毎日お墓参りに行く人がいないというふうに思いますけれども、1年間に一、二回はお墓参りに行かれる方が結構おります。日曜については、産業廃棄物の車両、ダンプトラックなどがお休みですから問題がないのですが、平日に関しては、結構な量で通行しております。そういったことも考えてみれば、当然拡幅していただきたいというのが本音かなということでありまして、その辺についても県のほうにお願いできないのかどうか。

さらには、公安委員会等に対しても、大変危険箇所、信号をつけるというのも、ちょっとこれはできないかというふうに思いますから、速度に対しては50キロ規制になっているかというふうに思います。そういったことで、できれば徐行の看板とか、またはスピードダウンの標識とか、そういった交通安全対策に関する措置をぜひともお願いしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 答弁もだね。

○2番（石田 翼君） はい。できればお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 石田議員から再質問をいただきまして、お答えをさせていただきます。

今一番、議員のお話を伺っておりますと、問題になっている部分というのが、上羽鳥字大道地内から常磐双葉インターチェンジ付近までの約2.0キロメートルの区間ということになります。それ以外の東側に向けての道路の用地の拡幅に関しては、県のほうでも拡幅をする、用地買収が終わらなければできませんけれども、そういったような取組を進めている現状でございます。

その問題の2キロメートルの間でございますが、今おっしゃったとおり、道路が狭隘な部分がかなり多いというのは分かっておりますので、まずどの部分が一番そういうふうな危険箇所なのかということをしかりと把握をして、応急的な処置も含めて、今後県のほうにさらに拡幅を含めた対応の要望をしかりとやってまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） もう一つ、公安委員会のほうのスピードの件、それも。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 公安委員会の危険箇所、狭隘箇所の対応につきましては、公安委員会のほうともしかり協議をさせていただき、どういった対応ができるかも含めて協議に入らせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、2番の双葉町の復旧・復興の今後について。伊澤町長におかれましては就任以来、町の復旧・復興、町民の支援に日々全力で取り組まれております。令和4年春頃を目途とした特定復興再生拠点区域内の居住開始など、まさに東日本大震災から9年半を迎えた今、大きな動きを見せております。今後の取組がますます重要になってくると思われまます。

そこで、来年3月に伊澤町長の任期を迎えるに当たり、今後の町の復旧、復興及び町民支援の実現に向けた決意と再出馬の意向の有無についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町の復旧・復興の今後について。来年3月の任期を迎えるに当たり、今後の町の復旧、復興及び町民支援の実現に向けた決意と再出馬の意向の有無についてのおただしですが、本町の復旧、復興の現状については、本年3月4日に避難指示解除準備区域と帰還困難区域の一部の避難指示が解除されました。同日、併せて改正福島復興再生特別措置法に基づき認定された「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に位置づけられた特定復興再生拠点区域における立入規制の緩和の区域の設定が実施されました。その後、3月7日には常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用が開始され、3月14日にはJR常磐線が全線開通したところです。加えて、双葉駅西側地区一団地事業整備や産業交流センターをはじめとした中野地区復興産業拠点の整備など、令和4年春頃を目途とした特定復興再生拠点の避難指示解除、居住開始の実現に向けた各種取組を進めているところであります。これら町の復旧、復興、そして町民の支援に向けた取組をしかりと進めていくため、残された任期に全力を尽くし、立候補については、相談すべき方々と相談をさせていただきなが

ら、今後判断していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告番号2番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。
3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号2番、議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、医療施設について。町は、町内における医療施設について、2022年開所に向け整備することとし、JA福島厚生連に協力を要請したと聞いていますが、施設の規模、診療日、診療科目、医師の確保の状況、収支計画についてお伺いいたします。

また、運営費に関わる国、県の支援内容及び現時点で町が想定する町民の帰還者数についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、医療施設について。町内に整備を予定している医療施設についてのおたかしですが、医療施設の整備は、避難している町民の皆さんが安心して帰還できる条件の一つであると考えております。現在、医療施設の整備については、双葉郡内の診療施設等を参考に検討を進めているところであります。診療日、診療科目、医師の確保等、詳細については、今後、福島県厚生農業協同組合連合会と協議を進めてまいります。収支計画については、医療施設整備は建物整備だけではなく、医療機器等の備品購入が必要であることや利用者数の問題等から、町の自主財源だけでは支え切れない可能性もあるため、震災及び原発事故に伴って休止した医療機関の開設及び運営を支援する制度として、施設整備や運営費を補助対象とする福島県地域医療復興事業補助金があり、今後の医療施設の整備や運営の財源として活用していきたいと考えております。

また、現時点で町が想定する町民の帰還者数についてですが、避難指示解除から5年後に居住人口約2,000人を目標としております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 診療所の規模とかというのは、今後協議して決めると話されておりますが、それぞれ各市町村、医療施設を造ってもどの程度の需要があるのかとか、まして診療所科目が限定されても高齢者などは1つの病気だけではないし、今後ということは2022年度までですので、2022年度と話しておられますので、やはりそこまでの間に決めるわけですね。でも、戻るのは5年後2,000人と話されておりますが、ちょっと隣町に聞いて、1,700人ぐらい戻られた、町なのですからけれども、医療

施設ありますけれども、1日平均20名くらいということで、再三補助金もいただけるよう頑張ると話しておられますが、補助金だけで間に合うのかどうかも考えなくてはならなくなってくると思うのです。それもいつまで続くかも分からないし、当然赤字になれば町の負担にもなります。各町で、1か所の町で、双葉町が造り、大熊町も隣町なのですけれども、やっぱり診療所造ります。1週間に1日だけ、それも内科ということで隣町は決まったそうなのですけれども、どの程度の、2,000人に対して20人前後ということは、浪江町なのですけれども、1,700に対して20人前後ということは、どの程度来られるのか、それは双葉町は東京電力さんも近いことだし、インフルエンザなんだといろいろあると思うのですけれども、1日そのくらいということは、採算ベースが合うかどうかということを考えたときに、再度なのですけれども、各町村小さく細かく造ってもどうしようもない。やはり総合医療施設あれば、ほとんど若い方というのは、ちょっと今のところ見通し立たないような状態になってくるかと思うのですけれども、高齢者が戻るということは、眼科から始まって、内科、外科、あと精神的なもの、いろいろな総合医療的なものがないと戻れないと思うのです。だから、そこを考えたときに、各市町村ばらばらではなくて、その時が町長同士の話し合いというのがそこで生まれてくるのかなと思うのです。総合医療施設を造って、例えば双葉町、大熊町とか浪江町の近く、そういうところがあったとすれば、デマンドとか、あとタクシーの利用券を配るとか、そのほうがかえって町の負担は少ないのではないかと逆に思うのです。帰還した町民に対して中途半端なサービスでは、これ中途半端というか、内科しかないとかそうした場合に、隣、隣、隣町に行かなくてはならないと。双葉町は内科だけ。総合的に見るにしても専門家ではないから、例えば隣、隣町へ行ってくださいよといった場合に、自分のタクシーで行かなくてはならない。そうすると中途半端になってしまう。だったら、そのほうが私はお金もかからないし、国のお金を使うこともなく、そういうタクシー代とデマンド代だけでも協力できる、少なくとも済むのではないかと。今後双葉町が維持していくのにもそういうことで、金額が少なくて済むのではないかと私はこれから思うのですけれども、その辺町長、もう一度伺いたいします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃる意味は十分理解できますが、まず各町村にそれぞれ簡易なというか規模的にはほとんどの診療科目について対応できるような病院ではなくて、小さい診療施設だけ集まってもしっかりとした医療体制は確保できないのではないかというふうなご指摘、さらには、だったらしっかりと二次医療も含めて完結できるような病院を、1つ核になるものを造って、そこに行くための交通手段の確保をしたらいいのではないかというご指摘だったと思います。おっしゃるとおりであります。まず双葉町に避難解除目標の令和4年春の時に帰還をされる町民の方々、まず一時的に対処をしなくてはならない、診察をしなくてはならない診療所というのは必要であろうと考えておるわけです。議員ご指摘のそのほかのいろいろなものに対応できる診療科目、これについては、議員もご存じだとは思

ますが、平成23年に県立大野病院と双葉厚生病院の合併という話がありました。これは、今現在棚上げになって、休止状態といいますか動いていない状態ではありますが、そういったことから、しっかりと県の責任におきまして県立病院の再開、さらには郡内のそれぞれ医療弱者の対応をするための二次医療を完結できるような病院を再開させるべく、そういうふうな対応を今後していくべきではないかというふうに考えております。とにかく医療施設の整備は、避難している町民の皆さんが安心して帰還していただくための重要な条件の一つであると考えており、一方で議員のおっしゃるとおり、採算性も非常に重要な問題であると考えております。医療施設については、避難指示解除後の町の状態に見合うような規模を念頭に置きつつ、国、県の補助金等を最大に活用しながら、いろいろと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 先ほど町長さんが、県立大野病院と双葉厚生病院が合併するなんていう話も前ありましたということなのですけれども、それは大いに結構だと思うのです。確かに帰る町民が安心安全で、病院が近くにあるということは、本当に安心だと思うのです。だけれども、例えばさっきも話しました眼科とか、その先生がいらっしゃるのであれば、それはいいのですけれども、内科は内科、外科は外科、精神医療科、みんな別だと思うのです。眼科も。そういった形で、もう少しその辺のことを考えていただきながら、大熊町さんは今どの辺まで進んでいるか私も分からないのですけれども、ただ内科で1週間に1度ということで聞きましたので、その辺からをもって、双葉は帰還困難区域ですので、もう一度その辺を再検討してほしいと。お金を使うことは必要なのですけれども、やっぱり重要なところに使っていただいて、節約できるところ、節約と言ったら町民さんたちに怒られるかなと思うのですけれども、そういうところはきちっと合同でということのほうが、1か所で済むということで、すごく利便性もあるかなと思っていますので、今後ともご参考というか、そういうところにちょっと考えていただいて、医療施設のこともきちっとした間違いのないような、町民が安心できるような医療施設を造っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。2番、JRの利用状況について。JR常磐線が全線開通して半年になりましたが、双葉駅の1日の利用者数、今後予想される町の財政負担についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、JR利用状況について。JR双葉駅の利用状況等についてのおたただしですが、JR常磐線は、関係者の皆さんのご尽力により、本年3月14日に全線で運転再開し、双葉駅も双葉駅西側地区でのまちづくりのため、東西自由通路を備えた駅舎を新設し、利用開始しました。特急列車が3往復、普通列車が11往復停車し、町民の皆さんの一時帰宅や中野地区への通勤、伝承館等への来訪等に便利にお使いいただけるほか、令和4年春頃を目標としている双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に際しては、双葉駅西側地区をはじめ、駅周辺等にお住まいいただく方に

もお使いいただけるようになり、双葉町の交通及びまちづくりにおける中核となる拠点であると考えております。

利用者数については、無人駅であることから正確な把握ができていない旨聞いておりますが、産業交流センターや伝承館の開業前でもあり、特定復興再生拠点区域の避難指示解除前でもあることから、まだまだわずかな利用にとどまっているものと考えております。無論、利用者数が少ないからといってＪＲ東日本等から何らかの運営経費等を求められるものでは全くありませんが、双葉町のにぎわい創出等の観点から、積極的な利用拡大が必要であると考えており、中野地区とを結ぶコミュニティバスの運行開始等によって二次交通手段を確保し、中野地区への通勤や来訪において公共交通機関によるアクセスの利便性を高め、利用者増加や双葉町の交流人口拡大につなげていく考えです。

いずれにしても、双葉駅は今後の双葉町の復興における中核を担う存在として効果的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） ３番、羽山君子君。

○３番（羽山君子君） 常磐線の利用なのですけども、確かに中野産業交流センターや祈念公園とともに、やっぱり駅舎も町が復興していくためには必要ではあるのですが、これ私、お金のことばかりお話ししていると思うのですけれども、これまた隣の議員さんとちょっと懇談する機会があって、「大熊町さんはどの程度利用されているのか分かります」と聞いたら、「いや、タクシーの運転士さん、そこ多分いる」と言われて、タクシーの運転手さんが「１日１名だったよ」と。その日は確かに１日１名だったかもしれない。でも、100名になるかもしれない。でも、それは分からないのですけれども、もう造ってしまったことに対してとやかくは言いたくはないのですけれども、やはり利用者が少ない。多くこれからなりますよと町長さんは言っていますけれども、私も、一時的にいろいろな行事がございますので、それはあるかなと思うのだけれども、皆さんが使う駅舎ということで造られたわけですので、町民の利便性も考え、さらにそこに置かれている、今、交通手段にバスを使いますと言いましたけれども、バスの運転士さんとか、そういうのを多分助成金とか何かで賄われるかな、補助金で賄われるかなと思うのだけれども、隣の１日１名と聞いたときに、えっと思ひまして、やはりこれバス、交通の利便性、もう一生懸命考えて町長さんおられるかなと思うのですけれども、さらに、利便性イコール一般財源がかからない。駅だから、今は日本国有ではないのだけれども、鉄道会社さんが皆様持っていますよというのですけれども、町に対しては、絶対に一般財源がかからないように仕組みづくりをしてほしいですし、バスの運転手さんとか、そういうものを持つのは町になりますよね。だから、そういったことのお金の使い方も考えていただきながら、ぜひ町へ少しでも負担のかからないようにしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。これは答えは要りません。

それでは、３番に移りたいと思います。３番、新型コロナウイルス感染拡大に対する町民等への支援について。町民及び各事業者は、新型コロナウイルス感染拡大によりいろいろな影響を受けています。町民

及び事業者に対し、町独自の支援が必要と思いますが、何らかの支援を検討されているのかお伺いいたします。

また、町民等の大変な状況を鑑みて、この際、生活サポート補助金を一括交付することも必要と思われると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、新型コロナウイルス感染拡大に対する町民等への支援について。新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の支援策と生活サポート補助金の一括交付についてのおただしですが、町独自の町民への支援策としては、国の1人10万円を支給する特別定額給付金の支給基準日後（4月28日以降）に生まれた子供を養育する父母等に対して、子供1人につき10万円を給付する新生児特別定額給付金事業を実施するため、本定例会に提出した令和2年度双葉町一般会計補正予算（第3号）の中で事業費を計上させていただいております。また、事業者への支援策としては、現在、経済産業省及び福島県による中小企業への各種支援制度が設けられております。しかし、新型コロナウイルス感染の終息が見通せない状況であり、町独自の支援については、今後国、福島県の支援状況や他市町村の状況も踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、生活サポート補助金の一括交付についてですが、生活サポート補助金は、中間貯蔵施設が整備されることになった現状を踏まえ、長期避難による町民の皆さんの生活を支援するために、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を利用し、生活に係る経費など実際に支出した一定の対象経費について、平成28年度から補助金として交付しているものです。また、平成30年第4回定例会並びに令和元年第3回定例会においてもお答えしておりますが、当サポート補助金は、支出実績に応じての補助金であり、あらかじめ受け取ることを約束された補助金ではないことから、制度上補助金の一括交付はできませんので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君）

私は町独自の支援は行われているのかと聞いたのですけれども、これコロナについては6月の定例会で、町は近隣自治体等の動向を踏まえながら検討すると回答されておりました。それぞれの自治体でいろんな支援をしています。新聞なんか見ると協の欄に、どこどこで3万円の商品券とかどこどこで振込とかいろいろあります。町長は、県外だからばらばらでできませんと言いましたけれども、軽いものもあるので、そのことをよろしくお願いしますと、私は前の一般質問で話したことを記憶にあるのですけれども、そんな中でそれができないのであれば、生活サポート補助金の一括交付を財政調整基金や目的基金などから一時充当できないのか。また、町はこの件について、国と大熊町、双葉町の話し合いをしながら進めると話されたことが記憶にあるのですが、その経過をお示しをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

生活サポート補助金の一括交付ということでございますが、他町では平成28年度から平成30年度までの3年間に於いて生活サポート補助金を交付しており、平成31年度から新たに生活再建促進交付金制度を創設し、一般財源を原資として7年分、70万円を一括交付しております。この件については、以前もお答えしておりますが、本町において、仮に一般財源を原資に残り5年分を一括交付した場合、支出は約35億円になります。ご存じのように、町の貯金である財政調整基金は、平成30年度末現在で約33億円であり、一括交付することにより、貯金を使い果たすどころか不足に陥ってしまうことになってしまい、突発的な災害や、今回の新型コロナウイルスのような急を要する経費に備えることができなくなるほか、将来の財政を考えたときに厳しい状況にならないようにしていくことも考えていかなくてはなりません。このため、町民の皆さんの負担とならないためにも、現段階においては、一括交付は行わない考えはなく、今後も町民の皆さんの生活再建の下支えとしてサポート補助金を活用していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町長、町民の皆さんの下支えとはどういうことでしょうか。町民の皆さんの下支えというのはそういうことではないでしょうか。これ先ほど今財調が33億円と言いましたけれども、あと目的基金とか一部借り入れることも町だってできるではないですか。そういうことも踏まえれば、隣町はこういうので出したから、双葉町は、町は町独自の出し方というのはあると思うのです。やはり町民を助ける。助けると言ったらおかしいけれども、その10万円で毎年やっているでしょうと言われたらそれまでなのですけれども、その辺は、皆さん優秀な課長さんがおられるので、その辺を捻出されて、一括支払いされてどうでしたかと私、隣の町の方に聞きました。そうしたら、「やはりよかった」。「まとめたものが買えるね」という話をされて、それ以上くれとは誰も言いません。当たり前です。だから、これ目的基金などから一時充当できないか。財調は31億か32億ぐらいあると言われたのですけれども、全部使ったら何も使えないでしょう。でもコロナだって、コロナでいろいろな助成金があるではないですか、補助金というのが。そういうものをやっていけば、全部町民に支払ったら、あと戻ってこない金額ではないわけです。だから、その辺のことも考えて、もう少し町民のことを考えていただきたいないつも思っております。

それでは、4番に移ります。特定復興再生拠点外の除染土保管に対する国の交付金について。特定復興再生拠点外について、町を含む関係町村は、除染後に解除することを求めています。拠点外の除染が行われれば除染土が大量に発生し、中間貯蔵施設への搬入が予想されます。この件について環境省からどのような協議があったかお伺いします。

また、7月18日付の新聞報道によれば「拠点外にかかる費用を計上」とありましたが、除染土搬入、保管に対する国の交付金は、追加されるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、特定復興再生拠点外の除染土保管に対する国の交付金について。特定復興再生拠点区域外などに係るおただしですが、双葉町は、かねてより環境省を含む国に対し、現在特定復興再生拠点区域に認定されていない区域を含む帰還困難区域全域の除染の実施方針や避難指示解除に向けた見通し等を早急かつ具体的に示すよう強く要望しているところであり、8月7日においても、町と議会代表の副議長と大熊町と合同で要望活動を行ったところです。それに対し、国からも、福島復興再生基本方針に基づき、将来的な帰還困難区域全域の避難指示解除に向け、地元の期待に応え、施策の方向性を検討する旨の姿勢が示されたところです。町としましては、引き続き全体の除染方針や避難指示解除に向けた見通し等を早急かつ具体的に示すよう国に対し強く求めてまいります。

また、ご指摘の新聞記事の内容は、7月17日において、国が現在の復興創生期間以降の令和3年度から令和7年度の5年間における復興財源の総額を示したことに关するものと理解しており、詳細は、各年度の予算において検討されていくものと考えておりますが、町としては、拠点区域外への対応についても、帰還環境確保や避難指示解除に向けて、予算措置を含めて十分な対応がなされるよう強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今町長は、拠点外の除染土の搬入とか、いろいろなことを聞かれましたが、私はその除染土を搬入して保管する場合の経費、要するに中間貯蔵影響緩和交付金について話はあったかどうかというのと、あと環境省から協議がその辺についてあったのかなということなのです。というのは、私、ちょっと話があれなのですけれども、環境省も町も町民との話し合いはされているのかなと、この件について。拠点外についても、町民不在のまま拠点外の除染が解除になっているのかななんて思ったりもしますけれども、これまた幾ら線量が下がったとしても、そのこと自体は何十年何百年もあるわけです。除染したからといって元どおりになるわけでもないし、まして戻っても町民の不安など解消されるはずがないわけです。そういったことの計上もさることながら、しかしながら「拠点外を除染して帰還困難区域全域の復興拠点の設定を目指す方針」と新聞に書いてあります。当然大量の汚染土が、これまた拠点外を帰還困難区域を解除するには大量の汚染土が出るわけですね。だから、その影響緩和交付金の話は出ているのかなというのと、あと、その話ももし出ていないのなら早く進めてほしいな、早く話してほしいなと思うのは、これ9月7日の新聞に「与党第九次提言の中に1,000億円を確保しようとしている」とあるので、少しでもその交付金、今、町長さんが先ほどのコロナに対して50万円を出すのに対してもお金がないと言っているのだから、せめてこういうのでいただく。犠牲になっている私たちが一番大変なのですから、いただいて皆さんが少しでも安心して避難先で暮らせるようになってほしいので、話は早く進めていただきたいのです。そのことで町長にもう一度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

影響緩和交付金には搬入量、保管料は算定されていないのかというおただし、先に双葉町、大熊町に直接交付されました中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、30年間にわたって中間貯蔵施設の整備に伴う影響を緩和するため、生活再建、地域振興等を創設の趣旨としており、除去土壌等を30年間保管するのに見合った額が交付されているものです。つまり搬入されること自体は、既に交付額に盛り込まれているものであり、搬入量に基づき算定した額を追加的に交付されることはないものと認識しております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 30年どこから汚染土が入っても構わないと。まして、今度は減容化施設に入っても半分になっても、そのまま30年はどこを使っても何しても構わないという双葉町なのですか、そうしたら、町長。その辺お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えします。

おただしのようなものは考えておりません。

○議長（佐々木清一君） 3回です。

○3番（羽山君子君） それでは、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号3番、議席番号5番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、町民の避難生活について。避難生活も10年目に入り、医療費免除や高速道路無料化などの継続が未定であります。我々の避難生活が終わらないにもかかわらず、国、県の対応は他人事のように思えます。また、双葉町の対応も町民に対して寄り添っているようには思えませんが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、町民の避難生活について。医療費免除や高速道路料金無料化などの継続に向けた対応についてのおたかしですが、現在の医療費免除措置については令和3年2月28日まで、高速道路料金無料措置については令和3年3月31日までとなっておりますが、おたかしのように、町民の皆さんの避難生活は終わっておらず、これらの措置の継続延長を求めるため、8月7日に議会代表の副議長とともに、町民の皆さんの生活支援策の充実など町の復興の重点的な事項について、復興庁などへ要望を行ったところであります。

国、県の対応は他人事で、町の対応も町民に対して寄り添っているようには思えないとのことです。町民の皆さんがこれまで長期の厳しい避難生活を強いられている状況を踏まえ、これまでも国関係省庁に対しては、避難指示が解除され一定程度期間が進んだ地域と、当町のようにいまだに全町民の避難が継続している地域の復興の進捗状況の違いや、中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れるなど、町民の皆さんの思いと双葉町が置かれている特殊性を国にしっかりと伝えていくところであり、今後も国などの関係機関に対して、これらの生活支援策の継続を強く求めていく考えです。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この町民の避難生活10年、最低でも医療費免除や高速道路無料化などは、結局はもう避難解除された地域や、まだ続いている場所もいろいろあります。けれども、その避難解除された地域と双葉町とはまた別問題だと思うのです。それを別の枠でやってもらわないと意味がないと。例えば2022年度帰還予定、あくまでも予定。予定までは最低でも出してもらいたいと。避難している間は当たり前。避難してから何年というものを国は出してきても、それに対して、当町に対してはそれが当てはまっていないです。東京電力の賠償に関しても実際そうなのですけども、その他町村が終わったときに当町の例えば10万円とかそういうのも一緒に終わっています。ところが、自分のうちとか屋敷、そういうところに住む方もいれば、自由に入れるようになった方もいっぱいいらっしゃる。当町はまだ避難解除されていないのにもかかわらず、そこも打ち切られている。この差は何なのでしょう。これは町長、もう要望とかなんとかではなくて、例えば中間貯蔵に対しても何にしても、本当にでは協力しないよと意思表示をしなくてはならないのではないですか、町民を守るために。町民が不当な平等な対応ではないというのが非常に悲しいなと思う。悲しいというのもおかしいなと私は感じています。これ1年1年というのは、このぐらいの時期になると、来年は大丈夫なのかという電話は結構来ますよね、皆さんに。そこら辺を考えれば何年分でもやってもらわないと納得がいかない。一生ということはないでしょうけれども、5年、10年最低でも、2022年とはいっても帰還できるような目標ではないと私は思っているんで、そこら辺のことをどういうふうにお考えなのか。要望だけで済むのか。そのために町長に権限があるはず。中間貯蔵施設に対する搬入を止めるだけの、やめるだけの権限を持っているはず。町長。中間貯蔵の建設の受入れの話合いの時にそういう権限を入れてくれる、機械も全部止める権限を入れてくれるという話合いもしているはず。それは駆け引きの一つの道具にしていきたい。

あと、先ほど同僚議員が生活サポート補助金について、ちょっといろいろとお話を聞いていて、これ充当するもので、私もちょっとお聞きしたいことがあります。町長が生活サポート補助金を入れるときに、国と大熊町と双葉町と3者で話し合いながら進めていきますと言ったときに、3年たったときに大熊町は一括でお金を出しました。それは当町に財源がないということは、僕もよく分かっているの、一般質問の中で何回かご提案を差し上げています。だけれども何もしていません。その提案というのは、生活サポート補助金分の基金をうちの町の基金として持っているはずで、それを充当できない。そういう国とのやりくりの部分ですか。これを貸してくださいという交渉をしたのかしないのか、その分の財源は本当はあるのです。自分の財布の中にあるにもかかわらず、出せないだけです。双葉町はこのままやっていますというわけではなく、そういうことも考えてやっていただけませんかという質問もしています。その時の町長の答弁は、答弁した方が一番覚えていると思うので、考えてほしい。それで、財源の話をしました。将来分の財源。双葉町の町民をこのままちゃんと守っていくためには財源が必要です。昨日、監査の報告がありました。監査報告。実質公債費比率、これ双葉町は、震災前はとんでもない、もう20%を超えるぐらい、非常に大変な数字を出していました。今は本当に、3年度平均ですか、6.9%……

○議長（佐々木清一君） 菅野議員、ちょっと止めてください。

ちょっと休議します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

○5番（菅野博紀君） すみません、財源の話をちょっと訂正させて……

○議長（佐々木清一君） そこを変えてください。

○5番（菅野博紀君） 変更して、すみません。

本当にサポートに関しても、その財源関係に関しては、やりくりの問題でできると思います。今持っている自分の財布の中、貯金の中の、これにしか使ってははいけませんというサポート補助金の基金があります。それを何年かかけてしかできないものを、一括にするような国と交渉していただくのが、普通、行政がやらなくてはならないことではないでしょうか。これだけの職員さんがいますので、生活サポート補助金、例えば今年度も入れれば60万円、来年度からで50万円。これは本当に避難生活には非常に大事なものになるので、そこら辺に対しての町長の答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長に申し上げます。

今、菅野議員の質問の中でのサポートをとすることは、質問通告に入っていないんですが、町民の避難生活の実態の中でそれを含めたというような質問になりますので、ご理解いただきたい。議長としてそれを許可しました。ただ、財源については、今、本人には、菅野議員には取消しをさせます。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、高速道路の無料化、医療費の免除、こちらは、議員がおっしゃるとおり、全くそのとおりだと思っています。例えば双葉郡内の先に避難指示解除した自治体、避難指示解除をして今でも医療費の減免、高速道路無料化を継続している自治体があります。行政としてはそういうふうな先行事例、例えば避難指示から何年間、いまだに続いているとするならば、最低限それは担保していきたいと。例えば双葉町でありますと、令和4年の春を避難指示解除目標ということで、住民帰還が始まる取組をしているわけです。私の考えでは、そういったところからのカウントというふうに考えております。ですので、先行自治体が避難指示解除をして何年間かそういう制度の運用をしていただいている状況であれば、それは前例主義といいますか、当然国に対して要望、要求をして取り組んでいかななくてはならないというふうに思っております。

また、サポート生活補助金の一括交付の件ですけれども、ご指摘のように基金等々いろいろあります。しかし、問題なく、ほとんど一般財源的に自由に使う可能性のある、使えることのできる金というのは、ご存じのとおり財政調整基金です。ほかの基金については、ほとんど目的基金になっておりますので、そういった対応というのは非常に厳しいのではないかというふうに思っています。ただ、財政調整基金を含め、今後町としてこの財政健全化に向けての取組はしていかななくてはならないということと、財源の確保ができる状況になったならば、一括交付も今後取り組んでいきたい、そういうふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 一括交付、何かがあればできると思いますけれども、今後を考えたとき、中間貯蔵影響緩和交付金は、私たちが聞いている中では、はっきり言うと自由度の高い、限りなく一般財源に近い形で渡しますという議論が私はあったような覚えがあります。だけれども、実際に今町長の答弁の中で、それを受け入れていいのかなと思うのです。今、自由度の高い、限りなく一般財源に近い形でお渡ししますといったものが、がちがちに目的基金ではないですか。現実はまだそうなっているもので、どこかで壊すもの、どこかで交渉するもの。1つが難しいではなくて、やってみなくては分からない。それが町民のためになるのであれば、ぜひとも担当の職員の方々に動いてもらって、その組替えというのですか、そういうもの、例えばの話です。その基金が、今年も含めれば42億円になるのですよね。来年大体42億円。来年でやれば35億円ですけれども、その分のお金は自分のところの財布に入っているのです。それを使えないというのは、この非常事態、日本の歴史上で無いような災害で、町民を避難させているという部分であれば、そこはしかるべき話をするべきではないでしょうか。さっきも言ったように、苦渋の選択と町長は言っています。中間貯蔵を受け入れるために。その苦渋の選択をさせて、だけれどもそれに対して中間貯蔵に物を入れること、稼働している機械とかそういうものに対しても止める権限を町長はお持ちなのです。そんなに町民と、全国の県民とか国民

の方もいますけれども、取りあえず町民とふるいにかけたときに、僕たちは町民を見て行政を進行していかななくてはならないと思うのですけれども、そこら辺ちょっとご意思のほうをはっきり、やっぱり止める権限まで持っているのだから、だからこそそういう話をしたと思うのです。今までその前も国は、言ったことをやってくれない。約束を破るというものが非常に多かったことによってその権限をもらったわけではないですか。ちゃんと協定書に書いてあります。入れてくれなかったら駄目だという話もしているのだから、そこもちょっとその点に関して、それを考えながら今回のことに対しての答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

1つ、生活サポート補助金の一括交付、これは先ほど申し上げましたように、財源の手当てができれば一括交付も取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。中間貯蔵等影響緩和交付金、自由度の高い、まさにそういった部分では、議員がおっしゃるとおり自由度の高い、一般財源に近いような交付金の制度ということで我々も承知をしたわけですが、幾ら一般財源に近いような交付金といっても、100%財政調整基金のような基金充当取組ができるかということ、少しハードルがあると。ただ、今回の中間貯蔵等影響緩和交付金でサポート生活補助金、1年間10万円の10年間は、お一人一人に大体10年間で100万円お渡しできると。この交付金の制度の中では、これは今まで日本全国どここの制度でもこういったことはできていなかったはずです。ここは大熊、双葉と取り組んだ成果の表れであると思っております。ただし、先ほど申し上げたように、町民の皆さんに一括交付することができるよう財源確保をするということも、今後取り組んでいかななくてはならないと思っておりますし、今後の町の財政状況を見ながらそういったものの対応をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の双葉町の復興についてに入ります。双葉町の復興は、双葉町民の皆さんの意見を聞き取りながら進めるべきだと思いますが、現在の状況は、国や県などと地元の関わり合いはほとんどないように思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、町の復興について。双葉町民皆さんの意見を聞きながら進めるべきとのおたかしですが、まさにご指摘のとおりであると考えており、これまでも町民の皆さんの意見をよくお聞きしながら町政に取り組んできております。今年は、コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とせざるを得ませんでした。これまで毎年町政懇談会を全国多くの箇所で開催し、長期にわたる避難生活に苦勞されている町民の皆さんの声を丁寧にお伺いしているほか、復興庁の協力により住民意向調査も全世帯に配布させていただいております。町民の皆さんのご意向やご要望をお伺いしております。

また、復興まちづくりに当たって、復興計画の策定から双葉駅西側地区の具体的な設計の実施に至

るまで、町民の皆さんに参画をいただきながら検討を進めてきております。例えば復興まちづくり計画（第二次）の策定に当たっては、復興町民委員会を組織し、町の復興部会と人の復興部会とをそれぞれ設けて丁寧な議論を行ってまいりました。本年度におきましても、環境省とともに双葉町の将来像を具体的に検討する、大熊・双葉環境まちづくりミーティングを複数回開催しているほか、双葉駅西側地区のまちづくりについても、町民の皆さんを対象にした座談会を開催させていただいており、若い方にもご参加いただきながら、共に検討を進めております。

今後、復興をより具体化していくに当たっては、より一層町民の皆さんの参画が重要になってまいりますので、皆さんとともに町の今後の在り方について丁寧に議論してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 5番。すみません、ちょっといろんな面で、双葉町の復興について、双葉町の町民の人が本当に関わっているのかというのは産業交流センター、当町の事業等々を、何十社も入る中で4社、それも1件は、そこに戻ってきてやろうという人もちょっと引いてしまう。町の対応と、そういうものに対して、本当に帰還させるという気があるのか。町民いわく、企業の方もそうなのですけれども、実際、締結、締結と新聞報道いろいろやっていますけれども、その中の何社が実際、もう建て始めました。そこは重要だと思うのです。働き先ということであれですけれども、確かに働き先がなければ戻ってこれないとかなんとかというものがいっぱいあります。それをやるのが先行したのはいいのですけれども、当町の企業よりも早くどんどん、どんどんやって、何十社、何社というのがありますけれども、そこは工事始まっていないです。ましてや、働き先の問題で言えば、地元企業が、やっぱり地元企業の方は地元の方を使うので、その人たちがやっとなら協定結びました。もうほとんどできています。できているのです。大きな大手企業とかそういう協定結んだところが何社できましたということが、これ大問題ではないですか。コロナの影響で、これで先行き駄目になりました。もっと遅れます。縮小していくといたら、何のための工業団地だったのかなと。あと問題なのは、あまりにも進め過ぎて、本当に書類に不備はなかったのかと思うところがあります。普通であれば、町の土地を貸すというときに、その会社をつくるというのだったら分かるのですけれども、ほかの会社の看板までであるような、そういう書類に手落ちはなかったですか。法律には触れなくても道徳的におかしいようなことがどんどん進んでいっているのです、この町の復興で。そこら辺をちょっと焦り過ぎなのかなと思うのです、僕は。例えば地元の方の話を聞きながら、地元の方に最初に話を入れて、例えば町民の方に、こういうお店が欲しいな、こういうあれがあるといいなというある程度の意見を集約して、さっき同僚議員が言った医療の問題、それもそういうものだったら単体の自治体では財源的にかなり厳しいと思うのです。僕の記憶の中では、ある島の医師に来てもらうのに、1,500万円出しますよ。それでも来てもらえなくて2,000万円とかという話でやった事例もあるのです。だったら、その1つの島でやるのではなくて、これこそ広域連携ではないですか。広域でどうやってやるかということ、JAさんも含めて県も含めて話し合わないと、本当に医療過疎です。当町の人ではない

ですけれども、親が帰還してしまって、奥さんが働けないという方がいるのです。おかずを買いに行ったり病院とかそういうのが、もうほかの町村でそういう問題が出てきているのです。それをちゃんと調査して、復興に向けた取組をしていかないと、町とか国とか、よくコンサルティング会社なのかな、名前は言えないですけれども、そこが人の住むところにそんなのやっても、自分が住むのに全然関係ないようなまちづくりをしてしまったら、本当に復興と言えるのかどうなのか。それと、今現状、では帰還できるかといったら、私は2022年は無理だと思います。その後の質問でもちょっと触れてしまうようになってしまいますけれども、無理なものに、例えば来年再来年使うものを今から建てるのはいいのですけれども、そこから10年度を見たら、もうこれは古い建物です。そこら辺を考えながら少しずつ小さいまちづくりをしていったほうが、復興に向けていったほうが、私は町民の意向と合った復興ができるかと思えますけれども、何か復興競争みたいなことを当町の周りでみんなしているような感じがするのです。やっぱり住む方々がよかったなと思えるような復興を目指していかないと、今の復興はちょっと、失敗とは言わないです。だけれども、成功とも言えないなというような感じに見えるのですけれども、そこら辺町長はどういうふうにお考えなのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

産業交流センター、さらには復興産業拠点、こちらの取組につきましては、例えば産業交流センターで町の事業者が入ろうとしたものに対して条件が合わなくて撤退をしたと、そういうふうなおたしだったと思います。その件につきましては、細部につきましては、復興推進課長のほうに説明させます。

あと、1つの企業が目的外の土地の転用、転借というのですか、そういうふうなことがあるのでない……

（「転借」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 転借でいいのですね、転借。そういったようなことがあるのではないかといいうふうなおたしでした。これも、私も調べた中で、その規約の中で、詳しくは、これも復興推進課長に説明させますけれども、たしか、まず転貸しが違法かどうかについては、事業用定期借地権設定契約書に基づき事前承諾の手続と建物の賃貸借の手続は適正に行われておりますので、転貸しとしては適正な手続に基づいており問題はないと。この同様のケースが発生した場合も、契約書に基づく適正な手続を踏まえて対応しております。原子力被災事業者事業再開等支援補助金を転貸しの店舗に使っているのではないかとこのことですが……

（何事か言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） すみません。そういうようなことですので、詳しくは復興推進課長のほうに説明させます。

復興に対する考え方ですが、これはどういうやり方が一番ベストなのかというのは非常に難しい問

題だと思っています。ただ、町として、やはり加速度的に復興の取組をしていかなければ、段階的にやるということも十分念頭に入れてやらなくてはなりませんけれども、タイミングというものがあるのではないかというふうに思っています。いろいろな企業誘致に関しまして、あまり慎重がゆえに他の自治体に行ってしまうということも考えられますし、町の特性を生かして、町の今の状況でご理解をいただいて企業の誘致を進めていると。町の状況に関しましては、担当の職員が一生懸命、町の状況を説明しながら、それぞれの企業の皆さんにご理解をいただいた状況で進出をしていただいていると。

一方、先ほど立地協定してもまだ建てていない企業が多いのではないかと、そういうご指摘がありました。確かに遅れている企業があります。中には、今回のコロナ感染症のために会社の状況が思わしくなく、どうしてももうちょっと待ってほしいというふうな話も現実ございます。しかし、双葉町に進出して雇用も含めて、町民の皆さんに協力をしたいというふうな熱い思いを持っている企業等が多く見られます。当然この町の復興産業拠点であったり産業交流センターであったり、これ町の地元の事業者の方たちに一番先に話をしなくてはならないというふうなことは、させていただいていると思いますし、店舗の状況につきましても、特に町の事業者の皆さんに最優先でお話をさせていただいた経緯がございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 大浦復興推進課長。

○復興推進課長（大浦富男君） ただいまの菅野議員のご質問についてご説明のほうを申し上げます。

産業交流センター関係での出店要望のありました地元企業との関係であります。確かにご指摘のとおり、その事業者の方々と打合せ協議等を何度かさせていただきました。そのような中で誤解を招くような部分もありました。その部分については、出店要望しておりました事務所の方々にもおわびのほうをしているところであります。

さらに、なかなか施工スケジュールなど制約もありながら行った結果、そのような結果を招いてしまったところもあります。今後、町としまして、今回の件は大変残念と私も思っておりますので、今後とも復興に取り組む思いを持った事業者の皆さんのご意見などは丁寧にお伺いしながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

もう一点でございますが、中野地区復興産業拠点、立地企業、締結した会社と別の店舗の看板があるというようなところでありましたが、こちらにつきましては、基本協定締結した後で事業用定期借地権設定契約のために、公正証書により契約書のほうを締結させていただいております。その公正証書、契約書の中に事前承諾事項というのがあります。その中で転貸しなどをしようとするときは、町側に事前承諾願を提出していただいて、町が承諾するかどうかの判断をするというようなことになっておりまして、確かにこの事業所につきましては、事前承諾願のほうをいただきまして、町のほうでは事前承諾というような形を取っておりますので、書類的な不備のほうはないものと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木清一君） 5 番、菅野博紀君。

○5 番（菅野博紀君） 時間もありますので、最後の 1 点について言わせていただきます。確かに違法性とかそういうものはないです。普通に町で許可を出したこと自体が問題だと思います。それは、最初からそういう予定でやっています。用意ドンで両方始まっているのです。用意ドンで始まっているのです、建物が。そこら辺まで調査していますか。それであれば別区画ではないですか、普通に考えれば。普通に考えれば、その方の立場、自分の立場をあれしたときに、そういうことをやっていいのかという、余計な事例をつくってしまったのかなと私は思います。自分のところの会社が、双葉の会社があります。ほかのところが入ってきます。浪江の会社、どこでもいいです。入ってくるときに、では俺が借りるからここに建てなと。もう最初からできているようにしか私には見えません。それをその立場の方が、その方の立場としてやったら周りはどういうふうに見えますか。違法性はないというのは分かっていますと僕言いました。その責任、それは町でつくっているものに対しての、やっぱりそれだけの代表の方で、僕たちはそれを見たときに、えっ、何でと。それが通用するのであれば、ほかの会社もそういうふうにしたのではないですか。違法性はない、分かりました。だけれども、元に戻したら、普通に見れば、町長の答弁だと転貸しと言いましたよね。僕らは又貸しみたいな感じに思っていますけれども、違法性なくても、これを町が復興していく中で、あそこはずるいなと。俺らもそういうふうにすればいいなというようなものをつくった大変な僕は事例だと思いますけれども、町長はそこら辺どういうふうに思いますか。それがひとつね、それは。でも、結局やってしまったところは、もうそういうふうにはできないのです。まともにやっているほうが何かいいのか。それでいいのかなと思います。だから、時期的にも僕らが聞いている中では、建物も、本当に 1 年とか 2 年とか誤差があるのだったら分かります、将来的にはあれですという話すれば。社長が違っても別会社というのは他人と一緒にですから。社長が一緒だとしても。税金は別々に払わなくてはならないですから。基礎も全部違うではないですか。赤字になっても 5 万円は最低払わなくてはならないということで、いや、社長が一緒だけれども、いや、この 5 万円ですよというのは通用はしないではないですか。その中で今回やったことというのは、用意ドンでほとんど誤差がないときに建て始まったということは、別の区画を借りるべきではないですか、普通に考えれば。サポートとかそういう補助金の問題だけではないのです。片一方しか使っていない。こっちは自分で出したら関係ないだろうではなくて、あそこの土地を最初に借りたときの目的からもうおかしくないですか。それだけ 2 つを建てるための、だったら半分ずつ借りてもらってやるのが普通町の指導ではないのですか、別々であれば。書類を持ってきたときに誤差がないのです。1 年もないです。3 か月もないです。それは、普通に違法性はありません、事務手続に問題はありませんだけでは済まなくなってくると思うのです。その状況的にどうなのと。今後そういうことがあったときに、もう許可せざるを得ないということなのです。許可せざるを得ないようなことをやってしまって、書類に不備はなかったから、何がなかったから、いろんな

問題そうですね。例えばもう椿公園もうまくやってしまったからあれですけども、椿公園だって書類には不備はなかったのです。ただ、道徳的にはどうなのという話なのです。復興していく中で、僕は平等にやっていくべきだと思うので、そこはどうかかな。反省すべき点は、僕は反省しなくてはならないと思います。今後そういうものも直していかなくてはならないと思います。最初からもう計画があったのだから、建てる前にそのあれをもらっているかもらっていないかで、これ調査が始まったら、ちょっと町の不備が出てくるのではないですか。そこまでは僕らも任期がないので、やる必要はないと思っていますけれども、よく考えてください、町長。最初からやるのに、何も別区画借りればいいのに、今後僕らがやっても大丈夫ですか。そこなのです。復興は平等にやってほしい。復興は皆さんの平等にやってほしい。やった方にも問題は、僕はあると思います、そういうのは。その立場も利用したのと言われればそこまでになってしまうし、名前は言わないですけども、道路に看板まで、町のマップあるではないですか。載っていない箇所が1件あるのです。では、何で載っけないのですかと。書類に不備がなかった人は会社がちゃんと看板まで大きくやっているのに、何でマップに載っけていなかったのかというのも大問題ではないですか。そこは町の言うとおりです。その場所は、その会社で借りているから。その会社があるのに、シンボル軸にマップにも載っていない会社があるということになってしまうのではないのですか。そっちの対応も不備になってしまうので、ぜひとも復興はもう本当に双葉の会社を優先にしてほしいのと……

○議長（佐々木清一君） 菅野議員、ちょっと休議させて。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

○5番（菅野博紀君） ぜひとも本当に復興は平等にやってほしいと思います。変な事例をつくらないように、町長、そういうものに対してきちんとやっていただけるのかどうか。そこは本当に町民のためです。町民が働く場をつくらなくてはならない。そういう場所をつくらなくてはならない。それに対して答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘の件につきましては、私も双葉にいろいろな国の方たち、いろいろな視察に来られる方を案内したときに、2件建っていたという姿は見ております。その中身についてしっかりと私自身が把握していたかということ、現実には把握していたわけではないのですけれども、ただ議員ご指摘のとおり、ルール上、この書類上、法律的に問題がないからいいのかという問題とはまたちょっと違った、やっぱりあるのかなというのは私も感じております。その部分、しっかりまず当該の企業にお聞きをして、今後の対応、皆さんに、その会社がやったからみんなオーケーだよということになってしまうと

いうことは、これは本来はあるべき姿ではないと思っておりますから、しっかり伺いながら、その問題点がもしありましたら、私のほうからもしっかり指導させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 双葉町の帰還について。町では2022年に帰還目標を立てていますが、放射能の人体に与える影響は大丈夫なのか、原子力発電所事故の収束作業は問題ないのかなど、その他にも不安要素がいろいろあります。もし何かあったときの責任は誰なのかを含めて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町の帰還について。双葉町の帰還についてのおただしですが、本町では、令和4年春頃を目標に、特定復興再生拠点区域の避難指示区域の解除に向けて、当該区域の除染による放射線量の低減化や、インフラ復旧をはじめとする生活関連サービスの復旧を図り、帰還に向けた取組を進めているところです。

ご質問の放射能の人体に与える影響は大丈夫なのか、原子力発電所事故の収束作業は問題ないのかなど、そのほかにも不安要素がいろいろあるとのご懸念ではございますが、町内の放射線量については、本町の公式ホームページから福島県放射能測定マップに、そして福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップの進捗状況については、東京電力ホールディングスのホームページにてそれぞれ公表されており、町民の方々が、それぞれ現在の状況を確認していただくことで、少しでも不安の払拭に資することができるものと考えております。

ご懸念の放射線による被曝量につきましては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、引き続き双葉町放射線量等検証委員会において検証いただいているところであり、解除後も帰還される町民の方々が受ける被曝量をできる限り低減化することが重要であります。そのため、本町としては、特定復興再生拠点区域内の除染を進め、放射線量の低減化を進めてまいります。さらには、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後も、町民の方々の放射線に関する様々な不安に対してもきめ細かく応えるために、個人積算線量計での管理や放射線相談体制の整備、そして食品の安全管理などを国の支援を得ながらリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。

一方、原子力発電所事故の収束作業につきましても、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づき、リスクの低減化を図りながら廃炉に向けた取組を進めているところです。特に熔融した燃料、いわゆる燃料デブリの取り出しについては、その安全な取り出しに向けて、国内外の英知を結集して研究開発に取り組んでいるところですが、その実現には時間を要するとのことであり、廃炉には多くの困難な課題はあるものと考えております。本町としては、廃炉作業を安全かつ着実に進めることが帰還の大前提と考えておりますので、国及び東京電力に対しては、計画どおりに着実に廃炉が完了できるよう、引き続き強く求めてまいります。

また、特定復興再生拠点区域の解除に当たっては、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など

日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスの復旧も求められていることから、ご懸念の不安要素にならないように、復旧に向けて取り組んでまいります。

現在、国の原子力災害対策本部で提示した手順に基づき、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域の避難指示解除という目標で取り組んでおりますので、避難指示の解除要件が整えば、特定復興再生拠点区域の避難指示の解除について、町議会や町民の皆さんに説明してまいりたいと考えておりますが、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組においては、町として果たすべき責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 通告に、何かあったときの責任は誰なのかを含めてという町長の答弁は、町長に責任取ってくれという話ではないです。我々が事故前に、絶対に事故はありません。安全神話で今まで来ました。それで、人体に与える影響というのも、町長も議員時代に広島に行ったと思うのです。僕ら見せてもらっていないところに、子供たちが生まれてアルコールに入っているようなものいっぱいあそこの施設にあるそうです。その中で、甲状腺に対しては、かなりの比率であそこら辺に来ている子たちの親が知っているのです。そういう影響も、言っていたではないですか、五、六年たったら子供に影響が最初出てくるよ、そこから出てくるのだよという、議会議員として調査に行ったと思います。実際に2022年は僕は無理ではないのかなと思うのです。前に県の施設とか国の施設を当町双葉町に持ってきてくださいと。人体実験は自分たちでやってくださいといったときに、県の職員も国の職員もそういうのは全然答えてくれない。例えば出先機関があれば検査もあれる。それで、双葉町の人たちも安心してこれるようになるではないですか。やっぱり誰かが人体の影響をあれしないと、今だけの放射能のレベルではないと思います。ましてや原子力発電所あるではないですか。絶対関係していた人たちは事故はない、大丈夫ですと町長の前の答弁でありましたよね。それを言ってあの人たちは責任がないではないですか。その時には言います。だけれども、想定外のことが起きました、それでいいのでしょうか。

あと、この双葉町帰還についてというのは、大きく一つ問題がないでしょうか。結局、前に言ったコンサルタント会社ではないけれども、そういうところに、URさんみたいなところに任せたことによって、帰れる人は世帯月収が24万1,000円から23万1,000円。町営住宅条例というのがあります。結局町営でつくった場合にそれしか帰れないではないですか。住宅団地とかそういうのも造っていない。今から造っても無理です。下水道もちゃんとしていない。水も何にもしていない。そういうふうになったときに、そういう計画に漏れがあるのです。ということは、2022年は目標なので、それよりもうちちょっと長くしていくのが、そろそろもうその時期なのではないのかな。2022年は無理ですよということをきちんと今示す時期に来たのかなと思うのです。今現状、では僕たち帰りますといたら、僕町営に入れんです。ほとんどの方が入れないので、戻れません。だからといって今家建てられるかというと、帰還困難区域が多い中で、今、優遇してもらって入れるようにはなっていますけれども、

そこで例えば将来的には国の許可が必要だ、何が必要だというものが、余計な書類がいっぱいできるわけです。そうすると戻れるはずがないと。戻ったときに、例えば家まで建てて戻ります。子供に何かありましたというときの責任の所在が全くありません。国も責任という部分で、何でここに書いたのかというのは、国も東電も責任は取っていません。それで、誰に言えばいいのといったら法律を守ってもらっていません。普通に言えば国民の義務あります。それを守るから僕ら納税の義務とか教育の義務とかそういうものをちゃんと守っているのですけれども、国としては国民を最優先に守る義務があるわけです。それを果たしていないように僕は思います。よく今はまだ内閣総理大臣の安倍さん、僕も自民党員ですけれども、国民の生命と財産を守るため、双葉町民は守ってもらっていませんと僕は思います。多くの人がそういうふうに思っている中で、責任の所在、国でこれだけの責任を持ちますよというものがないと、なかなか帰還できないのではないですか、皆さん。先ほども出ていたように、病院問題、医療問題、いろんな問題が山積しているではないですか。これからはほかの町村とも話したりなんか一緒にできるものとかそういうのを、帰った先輩方というよりも、先に帰った先人の方々がいるではないですか。その問題点を全部把握しないと、どれぐらいの人が帰るか分からない。町営造りました、名前はあるけれども入っていなかったと。カーテンが閉まって誰もいなかったよとか、そういうふうに税金の無駄遣いはしたくない。だから、少しずつ進んでいくような帰還のスケジュールもそろそろもう直さなくてはならない時期に来ているのかなと思います。2022年帰るぞというふうに、皆さん町民の方々はあれしているのですけれども、あくまでも目標ですよと言っているのです。あくまでも目標で、それを達成できるか分からない。町長も答弁の中で、令和4年というと、僕たちも帰らなくてはならないのかなと思うのですけれども、それはもう今の現時点で無理だと思うのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、放射線の問題です。私も確かに議員時代、広島のたしか放射線影響研究所、ＡＢＣＣです。こちらに行って、いわゆる被曝に対してのいろいろな研究成果ということは聞かさせていただきました。この甲状腺がん、今発生しているという現実も把握しております。これ県の担当者といつだったか、最近ですけれども、話をする機会がありまして、甲状腺がんの発症事例、発症頻度、そして医学的、科学的に、このことが原因で甲状腺がんの発症のというふうな判断をできるような状況なのかというふうな実は質問をさせていただきました。確かにゼロとは言わないと。甲状腺がんは発生しています。発生していますが、これ医学的、科学的にこのことが原因でその頻度が多く出ているという状況ではないと、そういうふうな説明を受けました。ただ、我々先ほどお話しありました令和4年春の帰還目標で取り組んでいるわけですし、帰還をされる町民の皆さんに余計な被曝をさせるということは、これはあってはならないことだというのは、私も十分認識しております。そういったことで、丁寧な説明、さらには避難指示解除の3要件、そういったものをしっかりとクリアをして、いわゆる放射線

の低減だったり生活環境のインフラの整備だったり、そのほかいろいろありますけれども、そういったものができない状況での避難指示解除というのは、これは制度的に無理ですから、そういったものがしっかりとクリアをできて戻れる環境ということだと思っています。

さらには、今ご指摘あった帰還をしたいと。だけれども、自分の収入、いわゆる所得に応じて、どうしても入れない人が出てくると。そういったものも今、町としてそういうふうな方がどのぐらいいるのかというの把握をして対応、対策をしていかななくてはならないのではないかとというふうに考えております。

いずれにしても、令和4年春を目標としてやっていくということには変わりありませんし、これは戻る環境、いろいろな状況になったときに、国としてしっかりとこの双葉町の住民の皆さんが戻って生活できるためのいろいろな取組の、制度的なものも含めて、責任は国として取るべきだろうと思っておりますし、そういうふうな状況は、今後とも国に要望等で行ったときには、しっかりと訴えてまいりたいと思っております。

あとは、線量のもう少し話をさせていただきますけれども、国際的な合意に基づく科学的知見ということで、いわゆる年間積算線量、放射線による発がんリスクの増加というのは、100ミリシーベルト以下の低線量被曝では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいと聞いております。そういったような状況だということも考えながら、まずは帰還する住民の皆さんの安心な健康をしっかりと対応するために、それぞれ個人線量計も含めて対応していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最後なので、2点だけちょっとお願いをして終わりたいと思います。

まず、この責任問題に関しては書面でいただきたい。国として当町の町民は守りますよというような、責任を果たしますよということはやってもらいたいです。これは何でかといいますと、中間貯蔵の話ありますよね、30年。県外から出しますよ。その協定やったら今頃、県とか町もあるのです、協定書の中に。再利用する場合は違う。おかしいなと。全部出しますよというのは、これ中間貯蔵に入っただけは再利用して福島県内で使うというような、あれが最初からあったと言うのです、県は。それは矛盾しているではないですか。だからこそ、簡単でいいので、万が一帰還した場合の町民への責任は、国としてちゃんとその当時のものとして、すぐ果たしますよという協定書みたいなのが1つあってもらったほうがいいのかなと、私はそう思います。

それで影響、町長、今のすごく分かるのですけれども、広島、長崎の被曝者に対しての、それでなったよという科学的根拠はありません。もう今までそういうものが実績として出てきて、補償するまでかなりのインターバルあります。これは、きっかけになったのが、船の何とか丸という答弁をまずいのでしょけれども、船が被曝したのですけれども、原子力実験中のあれがきっかけになって、広島、長崎もそういうのだったでしょう。それまでの死因は、原子力の被曝ではなくて、栄養失調でみんな流されてしまったのです。だけれども、そういう事例もあります。本当に、では長崎、広島の

人たちは科学的根拠があったのかというと、ないのです。だけれども、実際にはそういうふうに出ています。あと、県の発表とかそういう方たちはよく言うのですけれども、逆に言えばこちら辺の子が多いと福島全体の数字を出してきたり、いろんなもので騒がれています。そういうもので負けてほしくないとか、だまされてほしくない。最近思うのですけれども、国と県は本当に県民、国民を思っているのかなと思うような数字の出し方とかあるので、そこはやっぱりここはここら辺まで全部出してもらえそうな方向性のものも町長にはお尋ねしたいなと。町民だけの数字とかそういうふうになれば、かなりの数にはなと思うので、そこら辺は、全体の数字ではない、町としての数字を出してもらえそうな方向性をお尋ねしたいと思いますので、それらに対して一言答弁いただければ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、健康被害の問題になりますけれども、そういったものに対して、町独自にそういうデータの収集に努めてまいりたいと思います。

（何事か言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 国の責任においてというふうな部分ですけれども、こちらに対しては求めていきたいと。それはやっていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 議席番号1番、通告順位4番、尾形彰宏、通告順位に基づき、議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。

新生活様式におけるテレワーク、ウェブ会議の積極的導入についてということであります。いまだ新型コロナ禍の終息の兆しが見えづらい状況にあって、テレワーク、ウェブ会議などのコミュニケーションスタイルは、社会情勢を大きく変えつつあるようです。そこにあって、当町はタブレットPC普及率が5割を超え、そのタブレット教室も日常生活の中に広く受け入れられていると考えます。それゆえ、これを機会に、既に学校教育遠隔授業や、大熊・双葉環境まちづくりミーティングでも使用実績のある無料のアプリソフトを希望者タブレットに導入できるよう検討されることを考えていらっしゃるのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、新生活様式におけるテレワーク、ウェブ会議の積極的導入について。タブレットへの無料アプリ導入についてのおたただしですが、現在、町から町民世帯に貸与しておりますタブレット端末を活用したICTきずな支援システム事業については、国庫委託金である福島原子力災害避難区域等帰還再

生加速事業委託金により実施しているところであります。したがって、国からの委託金にて事業を実施している観点から、町が自由にアプリをインストールすることはできず、導入の必要性の有無について国と協議の上、判断することとなります。

また、この事業については、平成26年度の導入以来、町民の絆、及びコミュニティの維持、発展に大きく寄与している中で、国庫事業であるため、近年においては、本事業の適正な利用について強く指導されております。このような現状を踏まえた上で、尾形議員のおたかしである複数人が同時参加可能なビデオウェブ会議を実現できるアプリソフトの導入については、既にラインアプリ機能が備わっている現在のタブレットにより、町民の皆さんがビデオ通話等を利用しております。このようなことから、おたかしの新たなアプリソフトの導入については、現在のタブレット端末機能でも対応が可能であると考えます。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ご答弁ありがとうございます。そういうことになると思うのですが、ちなみに、再質問をするに当たって、私も実際に5月の学校教育の中での遠隔授業を見て感動しました。ただ、一方的なのです。双方向性ではない。難しい。でも、それは小さな子供たちを相手にしているからという部分もあるのですが、我々一般社会、社会人たるものは、業務の安全性、効率性ということを中心に考えていかなければならない。そうしたときに、実際自分でもやらせてもらいました。それで、気になるのは、この間もちょこっと教育長にも話を聞いたのだけれども、今回は町長に、そういったウェブ会議とか、それからタブレットPC使ったアプリソフトのライン云々と言っていましたけれども、ご自身での経験がおありですか、まずそこをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

まずは、現実的に行っていることは、福島県知事とテレビ会議をやったり、あとは復興大臣とそういうふうな機会はありました。ただ、個人的にという点では、私自身アナログ人間なので、そういうことはあまり得手ではないと申し上げさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ありがとうございます。そういうことも大体把握はしていたのですが、それで、私の同僚議員の家まで行って、パソコン、このテレワークどんなふうになっているの、どうなのだと聞いて、そうしたら、基本はガラケーと一般的に言われる携帯電話が中心で、孫たちと連絡は取り合っていると。だけれども、パソコンは買って接続はしてある。例えば議会関係の資料作成なんかにはパソコンを使っている。しかしながら、メールのやり取りとか、それはもう業者に任せてしまっていて、自分でやっていないということなのです。なおかつ、さっき言ったズームとか、いろんなアプリはあるのですが、それも導入していない。それが普通なのかもしれないです、今の現実的な部分で言うと。しかしながら、このコロナ禍の現状にあって、私、そのパソコンにメールができて、メールが

通信できるということを確認するような設定をして、私のスマホから入れました。メールを開いてもらって、そしてなおかつ、さっき言った特定のアプリ、学校教育で使ったアプリ、学校の先生から教えていただいた品物ですが、それを入れました。これで、この携帯と、それから同僚議員のパソコンでテレビ会議やりました。さすがテレビ画面は画面が大きいので、すごくそれなりにいいねと。お孫さんの写真とかビデオとかが、ガラケーではなくて少し大きめのPCで見られる。だけれども、それは、でもそれみんなにパソコン買えというふうなことはもちろん言えないわけだから、現実的にはタブレットPCが現実的なわけです。これは、学校の授業でも先生方も使っておられました。タブレットPC。今は、世の中的にはスマホ、タブレットPC、パソコンというふうに、双葉町は比較的恵まれた環境の中で使うことができる。だったら、言ったように、タブレットPCは普及率が高いわけだから、スマホとか。私は5Gとか使っていますが、そういうことではなくて、普及率の高い、皆さんに利用してもらって、なおかつタブレット教室というのをやっています。私も毎日会社にタブレットPC常備して、午前中それから午後開きます。それで役場の様子はどうかだろうということ。そういうことも踏まえて、そのタブレットPCの活用の中で、職員にお聞きしたら、まだ学校教育とか、あと環境省が主催した大熊・双葉まちづくりミーティングでもやっているわけです。私に、スマホからも入れますからどうぞお気軽にというふうな案内が来て、私もチェックして、アンケートとかに答えたりして、国とか職員とか公共的な仕事に関わっている人たちは、もう当たり前のようにして、コロナ禍という背景はあるものの、もうやっていっちゃるという、現実。確認したのです。

それで、再質問の中では、結局、さっきちょっと間で話しましたがけれども、まだ一方的な部分なのです。いただいたメールをクリックすると画面が出てきて、だけれども、あくまで受け身が中心。双方向性という点ではチャット、キーボードが打てたり、それからいいねなんていうボタンを押すこともできるのだけれども、まだその受け手が今度逆に送信側のほうになるということがない。それはまだ確認していないのです、その公共の現場では。だから、何が言いたい。だからそこで、ボタン一つで、例えば町長からの町からのニュース、話があったときに、では今度、町長が、尾形君、ホスト側になってみないかということでボタンを押してくれると、分かりました、ではこちらで用意した資料をみんなで情報共有するようにできますということをやれるわけです。その双方向性が非常に大切なポイントで、それが町民の皆さんの意見を聞くという部分でも有効に使われてくる。一方的なものではなくて。そこのところを私としてはそのタブレット教室を含めて、実施していただきたいというふうに思いますし、今後の恐らく現実的な課題として、その双方向性、受け手だけのアプリではなくて、送るほうのアプリということでも有効なので、タブレット教室で、少しずつでもいいから、そういう部分をやってもらうという働きかけを町のほうがやるのは、双葉町として、あるいは教育の立場にある者としても、双葉町やるではないかという部分での意欲というか、そういうものを指し示すものではないかというふうに思っております。

この部分については、その双方向性についてということで、町長のほうからのご意見をぜひお聞

きしたいわけです。それが再々質問の内容になります。

○議長（佐々木清一君） 町長、ちょっとお伺いします。

尾形君の質問は、これ導入できるように検討されるかお伺いしますと言っているのに、答弁は、対応が可能であるというような答弁をしているから、質問をしたとおりに、可能かどうかというのをきちんと答弁していただきたい。ここが答弁書と違いが少しあるということで。要するに、町として検討されるかということなのですか、導入を。ただ、答弁は、可能であるとしか言っていないのです。そこをきちんと答えてください。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

まず、今ご指摘のことができるかどうかということにつきましては、単純に申し上げますけれども、これ国から補助をいただいている事業でございます。国のそういうふうなことにに関して、了解を得られない中でできるということかどうか、まずそこで国と相談をさせていただいてやらせていただくと、そういうことでお願いします。

○議長（佐々木清一君） よろしいですか、それで、答弁は。

1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） もう再々質問は終わりましたので。要するに、そういう認識を持っていただくということが、私としては今日の発言の中身なので、皆さんのほうも、ぜひそういうのが現実に来ているということをご理解していただきたい。これは、国がやるプランだから、教育機関がやるプランだからというのではなくて、もう日常生活の中でもう少し普及させていこうという考え方です。それをぜひ町長にも音頭取ってもらいたいというか応援してもらいたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 次に入ってください。

○1 番（尾形彰宏君） すみません。産業交流センターの利活用についてということであります。過日、秋にオープン予定の産業交流センターに行ってみいました。結果、会議室、フードコート、お土産販売所、レストランなど期待感を持ちました。特に会議室は間取りも広く明るい感じで、その利用価値は大きいというふうに思われました。昨今の情勢にあって、敬老会や各種イベントが中止になり閉塞感が広がる中、この施設は、町として健康、安全面でも管理しやすく、触れ合いと絆醸成の場が提供できて、かつ双葉町への求心力を育むものであるというふうに確信しております。それゆえ、より多くの皆さんに利活用していただき、区長会や行政区総会などのほか、室内外でダルマ市開催もあり得るのではないかとこのように考えますが、町として今後どのような計画をお持ちなのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2 番、産業交流センターの利活用について。産業交流センターの利活用計画についてのおただしですが、双葉町内のにぎわいを生み出していく集いの場として、町民の皆さんに

は積極的にご利用いただきたいと考えております。このため、町が主催する会議等の開催により、町民の皆さんの利用機会を創出するとともに、一時帰宅時や区長会をはじめとした地域行事の開催などにおいてご利用いただけるよう、今後、広報紙やホームページ、タブレットでの配信を通じて利用案内についての周知を図ってまいります。また、商工会や観光協会のほか、各種関係団体とも連携し、各種イベントでの活用を促進してまいります。

さらに、貸し事務所への入居企業や中野地区復興産業拠点への立地企業等に対して会議等での利活用を促していくほか、各種セミナーやシンポジウム等の誘致を進めるなど、さらに多くの方々にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ご答弁ありがとうございます。概要はそのとおりです。私は具体的に、先行してその産業交流センター、1 階だけだったのですが、見させていただいて、その時に説明の中で、もちろん設計図面に基づいたレイアウトなんかも確認した上なのですが、お土産販売所とかそういった部門があるわけです。それ地元用のお土産の予定をどう考えているのかなと。地元の野菜といっても、当然のことながら近隣町村になってしまいますが、そういったことも考えていらっしゃるのか。お土産、野菜、農作物。なぜこういうことを言うかということ、ご存じのとおり、隣町には道の駅ができ、それでオリジナルのタマネギとか鳥の販売があるわけです。あともちろん隣ではイチゴの販売なんかもやっているわけです。そういうものも含めて、それ確かに双葉町はまだ帰還していないわけだから、農作物のオリジナル物なんてないのだけれども、しかしながら近隣町村、逆に支援する、もしくは連携する、そういった形であれば販売もできるのではないかなと。そういったお土産とか野菜、地元野菜の販売とかお考えなのかどうか。今のコメントの中にはそういうことも出てきていないような気がするのですが、どうでしょうか。これは再質問になります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

産業交流センター内のいわゆる物品販売店、こちらについてであります。確かに今現在、双葉町はようやくいろいろな野菜の栽培が始まって、放射線量の測定等々問題があるかないかというふうなまだ段階であります。ですので、町内でのいわゆる食品、食料品に関しての提供というのは、事実上難しいと。ただ一方では、避難指示解除をして、いわゆる農産品も生産している自治体があります。そういったところのご協力をいただくということだけではなくて、これはできるかどうかというのは今後でも取り組んでいかななくてはならないのですけれども、私としては、福島県内の30幾つの自治体に町民がお世話になっているわけです。そういった自治体の、いわゆるいろいろな特産品、福島ブランドというものがあります。一つの例とすれば、かなりの長い年数、新酒鑑評会で金賞、日本一ということとで有名なお酒もあります。そういったものもご協力いただけるものは、こちらで売らせていただくというのも一つの方法ではないかと。隣の浪江町でもいろいろ再開しております酒屋さんもあります。

そういったものとか、あとは双葉だけですと、例えば双葉町のだるまも農協婦人部などで取り組んでおりますから、そういったようなものがもし可能であるならば、そういうふうなことで、双葉の産業交流センターの販売店に行けば、福島県内の名立たるいろいろなお土産品とか食品であるとか工芸品であるとか、そういったものが、買っていただければ、ある意味宣伝にもなるだろうし、将来的には双葉町として何らかの、いろいろな製品を提供できるような場所になれば、これはどんどん発展していく可能性があるのではないかというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ありがとうございます。そういう気持ちを抱いていれば、私は、前向きで、未来はそんな決して暗いものではないというふうに思います。

再々質問の部分は、実はこの間、駅西の住宅地設計関係の座談会というのがあったのです、この中で。そうしたら、もちろん各関係団体の方のみならず、町民はちょっとそれほど多いというわけではなかったけれども、それなりの方が区長さん、私とか、あと一般のサラリーマンの方含めて、老若男女併せて来てくれました。そこの中にあって驚いたのは、ふたば未来学園の高校生3人です。16、17、高校1年生、高校2年生来てくれた。何か明るくなりました。この子たち、あまりもちろん難しいことは答えられないけれども、ただ、今はもう18歳で選挙権が持てる時代になってきているので、高校生だからといって、もう私たちよりもスマホとかインターネットとか含めて頭、知識、賢いのではないのみたいなレベルで、もうちょっとありがとうねという気持ちになってしまったのです。それで、去年の段階で未来学園の研究発表会というのがあって、私行きました。町長にもメール入れましたけれども、高校生が、風評被害とかまちづくりとかに参加しているのです。大熊、富岡もそうです。その流れで、前回の議会でもちょっとちらっと話したのですが、その子たちが、まさに、その駅西まちづくりに来てくれたのです。何が言いたいかというと、これからまちづくりするに当たって、産業交流センターがベースとなると思いますが、あとは駅舎もそうです。そういったところに小中学生、幼稚園生の作品を展示する。子供たちの気配もない、雰囲気もない、匂いもないでは、大人たちだけの社会というのではいまいつなので、今後、小中学生、それから未来学園とか含めて、あと幼稚園の生徒たちの作品とか含めて、そういったまちの公共施設といいますか、産業交流センターを中心に、駅舎も含めて参加していただけるような働きかけが、町長としてはどうですか、お考えですかということを再々質問に聞きたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

駅舎、産業交流センター、そういった部分のいわゆる共用部分になろうと思いますけれども、いろいろな子供たちの作品展の展示とか、そういったものをやる考えがあるかと。可能であれば取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。再々質問を終わります。

それで、3番目、今後の農業への取組について。近隣町村の農業の取組現状を見るにつけ、室内植物生産工場やハウス栽培、そして新たな作物の生産と販売も実施してきているように思われます。当双葉町にあっては、土地の汚染状況（空間線量、マイクロシーベルトパーアワー）、生産農作物の汚染状況（ベクレルパーキログラム）の現実、そして、農業の担い手の現状はどうかお聞きします。

また、新たな農業への担い手人員確保、新たな農業の生産方法の創出など、研究開発としてのモデル事業も考え合わせ、双葉町として、その計画のバランスと妥当性を鑑みた上で、具体的な計画策定について町長のお考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、今後の農業への取組について。初めに、土地や生産農作物の汚染状況と担い手の現状に関するおたただしですが、まず、土地の汚染状況について、特定復興再生拠点区域での除染後農地の保全管理が開始された羽鳥地区の空間線量率は、除染着手前で0.52マイクロシーベルトから1.74マイクロシーベルトであり、完了後は0.19マイクロシーベルトから1.28マイクロシーベルトに低減されておりますが、その中でも高い場所に関しては、フォローアップ除染を行っていただくように環境省と協議をしております。

生産農作物の汚染状況に関しましては、これまで作付ができない状況であり、昨年度実施した両竹地区での試験栽培については、台風の影響により取組を中断したため、データの採取を行えておりません。このため、今年度の試験栽培の取組により農産物の安全性を確認してまいります。

また、農業の担い手に関しては、全町避難が長期間続く中で、営農意欲の低下、農業者の高齢化等により担い手確保が喫緊の課題であり、いまだ明確に決まっていない状況であります。震災前の営農組織として、営業組織との話し合いを模索するとともに、株式会社舞台ファームやJAとの連携強化を図ってまいります。加えて、新規就農者の掘り起こしや農業分野での企業参入の促進も念頭に、担い手対策を検討してまいります。

次に、農業への取組に関するおたただしですが、今後、営農再開を目指す上で、生産現場における作業効率と生産性の向上、農業技術の体系化等を図るため、スマート農業やデジタル技術の利活用等による次世代型農業の推進も必要と考えられます。昨年度より、農業復興の指針となる計画として、地域営農再開ビジョンの策定に取り組んでいるところであり、今後、農業者の意向も踏まえた上で検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） まさに正論的なお答えで、恐らく町の職員の方が優秀だというふうに思いました。しかしながら、その人に係る負担は大きいので、あくまでもこういった農業関係は、自分たちが畑、田んぼをやらなくても、みんなで情報を共有して手伝ってやろう。田んぼ、畑がやれないなら作物を買ってやろうという気持ちになるような雰囲気づくりということが私は大切だと思うのです。

近隣町村の場合だと、例えば総理大臣を含めて大臣さんがいらっしゃって、その農作物を食べてみせるというのは、お決まりのパフォーマンスです。そういったことも今後双葉町でもやれるのかなという希望感があります。答えが今すぐもうそのとおりだということで、あまり再質問をしなくてもいいかなみたいなレベルにはなっているのですが、ただ私としても、議員としていろいろ調査してきたわけです。例えば山の残留汚染物質を含めた中身で言うと、皆さんご存じだと思いますけれども、ある村では、もう除染は省略してもいいのではないかと。そのままという話は出ています。そういう部分で言うと、そういう現実もあるのかと。実際私もそこの、名前出しますけれども、飯舘村へ行ってきました。実験農場に自分の手で触り、それで雰囲気も感じてきました。それで、ただ山間部の除染というのはすごく難しいことは皆さん分かっているではないですか。では、どうすればいいのだ。

ただ、私が言いたいのは、この間も議会の中でマイナスイオンということについて話させていただきましたけれども、こういうコロナ禍と言われる状況にあって、私の考え方の中ではマイナスイオンがコロナのウイルスを抑制させてくれる、どうも効果がありそうだと。そうしたら、9月の8日の地元の新聞に、ある企業、実際は空気清浄機なんていうと大手が3社あると考えてもいいです。その中の一番宣伝をつけた一企業が、実験室レベルではどうも効果が出ているようだというような話です。ということは、空気清浄機を含めた空気の流れの中で、双葉町も空間除菌剤といいますか、やっています。ああいう流れの中で、どうも空気循環の中で、あるいは清浄機を使う中で、どうやら効果を発揮させていくという考え方の流れがあるようだ。そのことの意味というのは、要するに放射線が多いところというのは知っていると思いますが、電離作用があるのです。電離検診ありますよね。あれは、要するに物質をプラスとマイナスのイオンにしてしまい、悪いと体に影響する。しかしながら、微量な放射性、むしろ放射線があったほうが、コロナウイルスを含めて、抑止抑制効果があるという、その空気清浄機の流れからいうと、むしろ双葉、大熊辺りは、コロナウイルスさんは嫌うかもしれないけれども、人間にとっては住みやすいのではないのかと。そんなことを3月の追悼式に、ちょっとテーブルに区長さんとか集まったものだから聞いたら、おもしろいけれどもなというレベルなのです。だけれども、別にそれを町長にそれを言ってくれよというふうに言うかどうかは別にして、ただ、新聞ではマイナスイオン効果の話はもう出ている。だから、恐らく来年のオリンピックに向かって、いろんな紫外線があつたりとかもするかもしれないけれども、いろんなその効果がある。そういう部分でいうと、双葉町は決して悪い条件ではない。農業をやるに当たっても。

質問は、再質問の内容ですが、関係者の役場職員の方にお聞きしましたところ、やっぱり農業は地権者という部分が一番双葉町として住民票を持っていられるので、ウエートが当然来るわけです。さっき農業法人ということで話も出ましたが、そこでそのバランスと妥当性というのはその部分なのです。要するに地権者中心のままでいいのだろうか。農業法人任せでいいのだろうか。農業法人であれば、これは再質問の中の一つだけれども、情報公開できるものは今ありますかということを知りたいわけです。無理がない構想ということと自然な考え方、無理がない、自然というのが一番

流れとしてはよろしいではないですか。としたときに、私は議員として再登場して、皆さんの前でちょっと話しましたが、学校施設の利用ということを、単にほったらかしにしておくのではなくて、そこを農業生産のプラントとして使えないかみたいなことを話したのだけでも、その後で、去年の12月かな、先ほど町長から話したスマート農業、農林水産省、あと環境省が主催したレベルで、Jヴィレッジでそれデモをやって、あと講演会なんかもやったわけです。その中で、私いたら、隣の方が川内村の生産プラントに関わった人で、話をしてみると、昔双葉町は、組合法人だと思いましたが、そういうブルーベリーなんかの栽培をしていたわけです。ブルーベリーというのは、どうも季節限定のものに今傾向的になっているのだけでも。室内であれば、クリスマスにも出荷できるという、経済的な効果を生み出すのではないかと。おお、ブルーベリーねと。それも室内、ちょっと想像しにくい部分はあるのだけでも、ただ、ブルーベリーは低木なのです。だから、室内ということもありえるのかもしれない。その専門家の方は、そうすると経済的な効果を生みやすいからどうですかと。では、川内村でも室内生産設備なんかの経験があるから、よかったらみたいな話で、考えておきますみたいな感じで私は話は聞きました。でも、やはり学校利用ということであると、可能性はあるだろうと。その辺も含めて、こういった農業法人さんとか、あるいはその地権者の方々、みんなの方にもそういった新しい考え方というか、それが出ていなかったらですけども、されてもいいのではないかと思います。

先ほど言いました2つ、再質問の中の1番目が公開できる農業ファームについての実績とか状況があれば、2番目が、そういった計画的将来性にのっとった学校利用の可能性があるか、その2つ再質問でお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、再質問のお答えですが、最初の公開するような情報はあるかと。これは今現在ございません。

学校の再利用、これに関しては、まず所管が教育委員会のほうで、今後の利活用をどうするかということの解体も含めての検討をしているところでございますから、そういったものがはっきり方向性が示されない中で、今現在どうこうというふうなことには言及することはできません。ただ、もし利用可能なような状況であるならば、そういうふうな企業として農業法人として進出する考えがございましたら、これは新たな取組として非常におもしろい取組になるのかなというふうに考えております。ブルーベリーのハウス栽培であれば、季節性ではなくて年間を通して提供できると。逆に、これ私のほうから申し上げるのもなんですけれども、ブルーベリーというのアントシアニンという成分がありまして、いわゆる目に非常にいいというふうな効能があると。実はこれラズベリーのほうが物すごく効能が高いのです。そういったもので、その製品の特殊化というのいろいろなほかにやらないような先駆けた取組というのにも必要なだろうと。そういったことも、そういうふうな状況になったときに、ぜひ皆さんに参入していただいて、できればありがたいなというふうに考えております。

いずれにしても、この教育施設に関しての今後の方向性というのはまだ出ておりませんので、そういったような状況がはっきり決まりましたら、いろいろとお話しできることもあろうかと思います。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ありがとうございます。それで、最後になりますが、質問ではありません。今のお考えに対して、前回の議会の中でも質問されていましたが、双葉町に研究開発型の、あるいは教育型の研究機関とか誘致を希望しますというふうな話が出て、町長としても、近隣町村の足並みに合わせて、双葉町の特色のある研究施設の誘致ということ、当然のことながら職員の皆さん含めて検討していらっしゃると思うのですが、そういう中に農業部分を入れていただければ、もう少し地盤がしっかりしてくるのではないかというふうに思いますので、ぜひ強い意思を持って検討していただきますようお願いします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ここで休議します。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位 5 番、議席番号 7 番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7 番、岩本久人君。

（7 番 岩本久人君登壇）

○7 番（岩本久人君） 皆さん、こんにちは。7 番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告しております通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目ですけれども、住民意向調査についてお伺いします。今回で 9 度目となる令和 2 年度住民意向調査は、避難生活の現状や町の将来への意向など、町の復旧、復興へ向けての取組を生かす目的で実施しております。帰還の意向に関しては、戻りたい、まだ判断がつかないがここ数年減少傾向にありますが、令和 4 年の特定復興再生拠点区域の解除に向け、帰還意向、営農再開、不動産取扱などのこれまでの意向調査の結果を今後どのように生かしていくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7 番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、住民意向調査について。住民意向調査の結果をどのように生かしていくのかとのおたしですが、住民意向調査は、双葉町の復興に係る施策の進捗や今後の見通しについて、町民の皆さんに情報提供させていただくとともに、町民の皆さんの今後の生活設計や、双葉町との関わり方についての考

え方や、ご意見やご要望などお伺いし、施策立案に生かしていくことを目的に、復興庁や福島県の協力を得ながら実施しているものです。いただいたご意見やご要望は、町政懇談会等で直接いただいたご意見などとともに町政へ生かしてきており、例えば帰還を判断するために必要なこととして、町民の皆さんが最も多く挙げられている項目が医療環境の確保に関することであったことから、特定復興再生拠点区域の避難指示解除目標に向けて、診療施設の整備について調整を開始しているところです。

また、今回の調査が記名式であることも活用し、帰還のご意向の有無や悩んでおられる理由、農地利用に係る考え方など、町民の皆さんお一人お一人がどのような意向を示されているのか、役場内で密に情報を共有し、丁寧なフォローを図っていきたいと考えております。このように、住民意向調査は、町民の皆さんから幅広く状況やご意見をお伺いする重要な機会であると考えており、厳しいご意見も含めてお一人お一人の声をしっかり受け止め、町政に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございます。冒頭で申しましたように、今回で9回目の住民意向調査になりますけれども、回答率も年々下回ってきているというような現状で、昨年の回答率が45.8%、半数以上の世帯の方が、要するに住民意向調査に回答していないという現状にあります。恐らく回答されていない方は、毎年同じ世帯の方なのかなという推察もいたしますけれども、帰還は諦めている方とか、あとは回答しても意味がないというふうに思っているのかなというふうな感じはするのですが、しかし、その無回答の方々も、回答しないことがむしろその本人の意思表示というふうにも感じるのです。ですから、やはり9回目に意向調査もなるのですが、一つ一つ毎年同じような設問ではなくて、書いてはあるのですが、本当に町民の皆さんが今考えていること、思っていることなどに沿った中身にしていただきたいなというふうにも考えております。

それで、今回の意向調査の中で、この準備宿泊という設問がございまして。昨年もあったわけですが、昨年の結果は、準備宿泊を希望するが7.6%、回答された人1,402名中ですから、大体106人ほどが準備宿泊を希望するというふうに答えているというふうに思います。それで、宿泊をする場所の回答が、自宅という回答が36.4%、自宅以外が60.7%となっています。106の方が回答する中で36.4%ですから、大体40人近くになっているかと思えます。そして、帰還したい方の住居形態の設問は、つまり自宅、建て替えも含めてですが、それが最も多いという結果になっています。町への帰還を判断するために必要なことの設問では、町長も先ほど申し上げましたように、まず医療、介護の整備、次に住宅修繕、あるいは建て替えの住宅確保の支援、そして次に商業施設というふうなことになるわけですが、まずは準備宿泊に関すれば、やっぱり住宅確保、戻れる場所がなければ準備宿泊もできないわけですから、町西にこれから災害公営住宅も整備しますけれども、どのぐらいの期間になるのかまだちょっとはつきり分かりませんので、いろいろ町の今後の進め方によって、その準備宿泊というものに対して、意向調査の中で設問が設けられていると思うのですが、そ

の辺のスケジュールがこれからだとは思いますが、ちょっとはつきり示していただきたいというふうに思うのです。当然、今、住宅を壊す方が多いのですけれども、建物を残して活用したいという方に対しての空き家空き地バンクの設問がありましたけれども、リフォームしない空き家を誰が借りるのかなと。リフォームをしないうちを誰が借りるのかなと。また、草木が生い茂っている空き地を誰が借りるのかなというふうに思っています、そういった対策をしてから復興につながっていくのかなというふうに思っていますので、まずは帰還する方に対しての住宅確保の支援、そのことをどのよう

に町長は今後対策をお考えなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員からご指摘あったように、まず住民意向調査の回答率、これはもう年々減ってきているというのが現状でございます。データとして信憑性が高いというのは、本来そういったものの回答率というのが5割以上、できれば多ければ多いほうがいいということで、信憑性というか使用できるような数字だというふうに伺っております。残念ながら、一昨年から過半数を切っているような状況の回答率です。ただ、今年に関しては、戻る意向のある人たちに関して、特にこれは秘密を町としてしっかり守らなくてはなりませんけれども、記名式でご回答をいただいております。それぞれの皆さんがどういうふうな問題を抱えているのか、どういうふうな状況であれば帰還できるのか。そういったものを丁寧に各個人の考え方をしっかり町として把握をして対応をしていきたいというふうなことから、記名をしていただいているというのが現状でございます。

議員からご指摘の帰還をする住民の皆さんの住宅確保について、町としてどういうふうに考えているのかというふうなおたしでした。これにつきましては、現在考えていることを具体的にやっていることに関しては、双葉町の今回特定復興再生拠点区域、さらには避難指示解除区域であった中野、中浜地区の避難指示解除、このエリアが令和4年春に住民帰還が始まる。中野、中浜の避難指示解除準備区域の避難指示解除に関しては、これ住民が住むということを想定している場所ではありませんけれども、特定復興再生拠点区域の中のエリアに住んでいる方以外の人たちが戻って生活する。当然特定復興再生拠点区域内にいる人たちも戻って帰還できるような環境整備ということで、駅西地区に住宅、復興公営住宅も含め賃貸住宅、そういったものを整備して皆さんに提供していきたいというふうに考えております。

さらには、帰還をして、やはり自分は住宅を再建する、住宅を建てたいという方のためにも、そのエリアの中で分譲も含めて対応していきたいと。先ほど同僚議員の質問にもありました、いわゆる所得の少ない方の住居をどうするのだと。そういったものも今後しっかりと考えていかなければならないというふうに考えております。町としてのその次のステップといいますか、もっともっときめ細やかに対応すべきだというふうに思っておりますので、いろいろこれから町民の皆さんからご指摘があると思いますので、そういったものにしっかりと対応していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 帰還したい人のための住宅の確保、持ち家に帰りたい人に対しての対策というものをちょっと聞いているのですけれども、以前も、住宅を壊すばかりではなくて残して戻りたいと。戻するためにはどういう形態か、それは通いの帰還になるのか、単身で帰るのか複数世帯で帰るのかは別としまして、やっぱり戻りたい人のための住宅の対策というのは、前にも話したように修繕費の問題、あと修繕リフォーム、清掃費とか、それ他町でも避難指示解除前にいろいろやっていることです。町としても解体は国の経費で解体をしています。これだって恐らく何百万円という経費がかかっていると思います。残す住宅に対しては、何の手当てもないというのは、ちょっと平等性に欠けているのではないかなというふうに思うところもあるのです。ですから、準備宿泊にしても自宅に戻りたいという人も、数字的にはちょっと低いのですけれども、そういった家をまた再生する、そういう動物とかなんかにもう荒らされていますから、それでもやっぱり戻っていきたいという方がいるのです。そういうための住宅に対する支援をどういうふうにするかということをお伺いしたいというふうに思っています。

今回コロナの感染症の影響で、町長も先ほども答えていましたけれども、町政懇談会が中止です。ですから、町民の意見を直接聞ける機会が今年はないわけです。今回、住民意向調査、例年より早い時期でお配りしているのですけれども、町政懇談会もないので、これ今年は意向調査早いのかなんていうふうにもちょっと感じてはいたのですけれども、まず令和4年の特定復興再生拠点の解除に向けて重要な資料になると思いますので、しっかりやっぱり意向調査の中身を精査して、対策を講じるところは講じていただきたいというふうに思っております。

もう一つ聞きたいのは、今回その意向調査の中になかったのですけれども、特定復興再生拠点と復興拠点外とでは、家屋解体や除染で、既にもう格差が生じているところがあります。町では帰還困難区域全域除染をするという町長の方針がございますけれども、拠点外の町民の方にも意向をしっかり聞かなくてはいけないというふうに思うのです。今回の住民意向調査にはないのですけれども、町政懇談会もない。その中で、今後拠点外の町民の皆さんの除染に関して、どのような形でお聞きになるのかどうか、そのところもちょっと含めてご質問をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 答弁できれば構いません。今、帰宅困難区域のほうまで通告にないので、町長が答弁するというなら構いませんけれども。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、それは通告には帰還困難区域の中はありませんので、執行者のほうでそれを答弁できるというならば許可します。そうでなければそれは取り消します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、解体だけではなくて、いろいろ荒廃が進んでいる家を修繕したり、そういったものに対する

補助というふうなおたかしだったと思います。町としてそういうことを考えているのか、できるのかと。これは、先行避難指示解除した自治体の例も参考にさせていただきながら、そういったことも今後対応していかななくてはならないというふうに考えております。

あと、帰還困難区域の意向に関しては、まだしっかりと意向調査をしているわけではございませんので、今後そういうふうな機会を捉えまして、帰還困難区域にお住まいの方たちのいろいろな考えをお聞きして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） では、よろしくお願いいたします。

2番に移ります。中野地区復興産業拠点誘致企業の人材確保について伺います。中野地区復興産業拠点は、新たな産業、雇用の場として、現在22社と企業立地協定を締結しております。町内への帰還者あるいは新たな移住者の働く場として大きく貢献されることが期待されます。そこで、各企業の工場、事務所が立地されるに当たり、まずは人材確保が第一と考えますが、今後町として各企業と連携を図り、雇用の確保に様々な支援をすべきと思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中野地区復興産業拠点誘致企業の人材確保について。中野地区復興産業拠点誘致企業の人材確保についてのおたかしですが、復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点は、町の新たな産業、雇用の場として期待されていることから、立地企業の産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、立地企業に対してまちづくりや帰還に関する情報提供を適時行くとともに、アンケート調査やヒアリング等を通じて各企業の状況やニーズを把握し、今後の支援策の検討を進めてまいります。

また、双葉町内での就業者確保に当たっては、住まいや交通手段の確保など多方面にわたる取組が必要となるため、関係団体等とも連携して人材確保に向けた支援、さらには町独自の奨励金制度等、事業者の支援に取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございます。冒頭でもこれ言いましたように、立地協定を交わしているのが22社、区画でいいますと17区画が中野地区復興産業拠点に進出してくるわけです。しかし、先ほども同僚議員が申し上げましたように、地元の企業が数社今操業しておりますけれども、まだまだ着工が進んでいないなというふうに思っております。今ほどの答弁で、その誘致企業の雇用対策もこれから様々な対策をしていきたいというような意向に聞き取ったわけですが、しかしながら、企業としては、人材というのが一番重要でありますから、働く人がいなくては、なかなかそこで操業をすることはできないというふうに思いますので、そういったことも着工に足踏みをするような原因にもなるのかなというふうに思います。当然、双葉郡内人口も減少しておりますし、浜通り全体が人手不足、働き手不足というのが現状であると思います。厳しい状況にあるというふうに思い

ますので、町としても、できることからやっていかないと手遅れになってしまうのかなというふうにも思います。もう既に協定を交わして各企業が公表されているわけですから、誘致企業と連携して、まず企業の紹介というようなものをやるべきではないかなと。町のホームページやら「広報ふたば」などを使って、誘致企業の企業情報をお知らせするというようなことを、まず始めてはいかがかなというふうに思うのですけれども、その辺のところをちょっとお伺いします。

また、ただいま関係機関とそれぞれ協議するというような町長の答弁もありましたけれども、当然ハローワーク、あとは福島相双復興推進機構官民合同チームの支援などもいただいて、もういち早く誘致企業の説明会とか個別相談会などを実施してもいいのかなと。産業交流センターが開所しますから、産業交流センターを使ってそういった説明会やら相談会を行い、そしてその産業センター内に企業人材確保の情報拠点として、窓口などを産業交流センターの中に設置してはというふうにちょっと提案するのですけれども、その2点についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

中野地区復興産業拠点の誘致企業、企業立地協定を結んでいる企業17件、22社、こちらの企業のいろいろな情報提供ということで、町ホームページ等を使って皆さんにお知らせをしたらどうかというご指摘でございました。こういったことが可能であるならば、担当課ともしっかりと相談をして、いち早く住民の皆さんにその会社の内容、状況等、または募集、そういったものに関する情報提供できるようにしていきたいと思います。

さらには、そういったものに関して雇用の確保ということで、帰還住民が双葉郡内避難指示解除しているところで、まだ震災当初、震災当時よりかなりの少ない数、現状今カウントできる人口では、2万人にまだ達していないというふうに承知しております。そういったような少ない中で雇用を何とか進めていくということに関しては、いろいろなところの協力支援を得られなくては、雇用を確保するというのは難しいだろうと。指摘ありましたように、ハローワークであったり官民合同チームだったり、そういうふうな関係機関にもそういうふうな情報提供とともに、しっかりと雇用の確保につながるような取組をしていきたいと思います。

あとは、産業交流センター内にそういうふうな情報提供できるような場所が必要ではないかというふうなご指摘もございました。そこについては、まず中の空き状況、そしてそういうふうなスペースがあるのかどうかも含めて対応をしてまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 住民意向調査の今年の設問にもありましたけれども、設問にあるのです。双葉町内の就業意向についてお聞かせください、中野地区復興産業拠点、多くの企業が決定しましたと。産業交流センターの貸し事務所にも多くの企業が入居する予定、双葉町内で働く環境が整ってきておりますが、今後双葉町内で働く興味がありますかの中で、興味がある、興味がないということで

設問がありますけれども、昨年も同じような調査をしていまして、興味があるが6.7%、計算すると大体100人ぐらいが興味があると示しているのです。まずこれが大きいと思うのです。そういう町民の方がいる限り、企業どんどん早く進出していただいて、それでそういう方のための相談、企業情報を公開するというのも、これ大変重要なことというふうに思っております。まず、町の中野産業拠点の企業の雇用というのが、町への帰還あるいは移住、定住、Iターン、Uターンにつながってほしいという、そういうこともあると思うのです。西側に整備する災害公営住宅、そちらのほうも再生賃貸住宅等も整備されるわけでしょうから、そちらの入居にもつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひとも一日も早く各企業が建設、操業をしていただけるように、雇用創出、人材確保に町としても努めていただきたいというふうに思います。お答えは要りません。

では、3番に移ります。コロナ禍における地域コミュニティについて。全国的に新型コロナウイルス感染者が増加する中、福島県内でも高齢者住宅や学校における部活動でのクラスター、家族内感染など後を絶ちません。そんな中、当町でも感染防止のため様々な行事イベントの中止や、それぞれの地域の自治会活動などが自粛傾向にありますけれども、先が見えない状況が続いております。そこで、町として今後どのような基準でこの感染予防対策を講じていくのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、コロナ禍における地域コミュニティについて。新型コロナウイルス感染予防対策についてのおたかしですが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されたものの、現状は感染者が増加傾向にあります。町が主催する行事やイベント等については、新型コロナウイルス感染状況や国、県の感染拡大防止対策の取組、近隣市町村の動向等を踏まえつつ、町として開催の可能性についても最大限模索しながら、何よりも町民の皆さんの健康、安全の確保を第一に考え、開催の有無について判断してきたところです。その結果、今年度の敬老会や町政懇談会などの開催については見送る判断をいたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの自治会で活動を自粛せざるを得ない状況であることを伺っております。自治会の活動は、町民のきずな、結びつきの維持など、コミュニティの構築に大きく寄与、貢献いただいているところであります。町では新型コロナウイルス感染拡大による自治会活動を制限する基準等については定めておりませんが、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、町としましては、引き続き各自治会には、新しい生活様式の実践とともに、感染防止対策の徹底をお願いしながら、自治会活動を支援していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。今月の9月の「広報ふたば」、今町長からも答弁いただきましたけれども、行事イベントの中止のお知らせがございます。敬老会、町政懇談会も中止、双葉町総合美術展、ふたばスポーツフェスティバル2020年中止ということで、大変町民の皆さんにとっては寂しい、残念なことだというふうに思いますけれども、町長のおっしゃるとおり、町

民の健康、安全安心を守るためにはやむを得ないのかなというふうには思います。ただ、厚生労働省のそのガイドラインに沿って様々な対策、3密、そして新しい生活様式ということで、基本的なことを実行していかなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、ただいろいろ、今後こういう町の行事、このまま終息のほうに向かっていくのかどうか、ちょっとその辺のところまだ不透明なところがありますので、どういう判断基準でその町の行事とかイベントの開催有無を決定するのかと。そういう町独自の判断というのもつくるべきなのかなというふうに思っております。感染防止対策を取れる場合は、実施の判断ができるような目安となるようなものを策定してはというふうに思っております。いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今後、町のいろいろな行事の開催について、町として独自の判断基準をどうするのかというふうなおたしだだったと思います。取りあえず今の状況でございますが、町としては基準は定めず、町主催の行事やイベントの開催の有無の判断については、これまでどおり感染状況や国、県の取組、近隣市町村の動向等を参考にして開催の有無を判断していきたいと考えております。これは、議員ご指摘のとおり、判断基準をつくるということも大切だと思うのですけれども、ただ、この終息の仕方といいますか、何をもって終息とするのかというふうな今の感染状況。総数では減ってきていますけれども、ただ日本国内のエリアからすると広がっているような感染の状況であります。我々の住んでいる福島県内でも、当初数か所であった感染場所が、かなり広域に広がっているという現状もあります。そういった中で、どういうふうな状況、感染人数が減っているから終息に向かっているのか。だけれども、感染範囲は広がっているということであれば、これは判断は非常に難しい状況になってくると思います。そういったことから、この判断については、非常に慎重を期してやるべきだろうというふうに考えておりますので、先ほど答弁申し上げたように、国、県の動向状況、近隣市町村の対応等を参考にさせていただいて、まずはいろいろな判断としていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 本当にコロナ対策は、やはり3密、そしてマスク、手洗い、手指消毒、そういった基本的な対策を講じながら、大勢集まる場所にては、十分配慮しながら取り組まなければいけないと思うのですけれども、特に難しい判断基準とかということではなくて、町民の皆さんが、これからそういった自治会とか、それぞれの場所で、また再開する場合の一つの何か基準というか、町としてこういうふうにしてくださいというような、そういうお願いになるのでしょうかけれども、そういったことが、再開の一つのきっかけにもなるのではないかなというふうに思っているのですが、この間、県中地区の自治会の方に問合せをしたら、8月に盆踊りを行ったということで、場所の広さとか、あとは人数というのに関わってくるかと思うのですけれども、60人ぐらい参加して、会場が広いものですから、テーブル1つに1人着座しての集まりをしたということで、時間的にも短時間で、1時間

もかからない時間で、そういう久しぶりの再会の交流を行ってということで、そういうことの一つのきっかけになるような町の方針というの、コロナに対する予防対策というの、これ必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

まず、ちょっと細かいことなのですが、町のほうで今備蓄している非接触型の検温器、それらでも貸出しなどもしていただきたいというふうに思っています。

また、あくまでも自治会というのは、コミュニティーの一つの一環で、皆さんそれぞれ寄り添って活動しているわけですが、このコロナの影響でなかなか活動をできない自治会のところもあると思うのですが、コロナの関係で集まれないので、それぞれの自治会に配られている補助金の返還というの、少しそれは考えていただきたいなというふうに、コロナ禍の影響での自治会活動に対してです。このこともちょっと質問させていただいているのですが、その辺のところも検討させていただいて、例年どおりの予算でお願いできないかなと。この2つを質問するわけですが、昨今いろいろ感染者に対する中傷、偏見で差別行為なども社会問題になっております。当町ではそういった事例はありませんけれども、今後そういった、絶対にそういったこともないようなことを町長のほうからも、町の広報とか何かで発信をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えさせていただきます。

非接触型体温計の貸出し、これは今現在各課で、ほかから来られた方に関して、手洗い、消毒、さらに検温ということで、各課に対応してもらっている状況です。余裕があれば、当然お貸しすることはやぶさかでないと思っています。

あと、補助金の返還というか返金というか、これに関しましては、実績ベースでやっておりますが、その担当の事務方に、どういうふうな皆さんに納得いただけるような対応ができるか、ちょっと相談をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 通告順位6番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。
4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） お疲れさまでございます。議席番号4番、通告順位6番、高萩文孝。今ほど議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について。帰還困難区域の全域の避難指示解除に関して、飯舘村において除染せずに避難指示解除を目指す動きが具体的にできてきていますが、双葉町においては、除染した上、避難指示解除でなければならないと、居住を促すこともできず、問題であると考えます。本件に関する町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について。特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に係るおたただしですが、当町はかねてより国に対して、現在特定復興再生拠点区域に認定されていない区域を含む帰還困難区域全域について、除染実施方針や避難指示解除に向けた見通しや取組方針について具体的に示すよう強く要望しているところであり、8月7日においても町と議会代表の副議長と大熊町と合同で要望活動を行ったところです。先日来、国において特定復興再生拠点区域外の避難指示解除を可能にする新たな仕組みが検討されているところと承知していますが、住民の居住を前提としない、あくまで例外的な検討であると認識しており、国資料におきまして、ふるさとに帰還、居住したいとのご意向への対応が基本である旨、示されています。当町としましては、特定復興再生拠点区域内における避難指示解除と同様に、帰還や居住が可能となる基本どおりの避難指示解除を強く求めていく考えであり、帰還困難区域を抱えるほかの町村とも連携しながら、国等関係機関に対し、引き続き要求してまいります。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) ご答弁ありがとうございます。基本どおりの避難指示解除を求めていくとのお話でしたが、それはすなわち、双葉町は帰還困難区域もしっかり除染を進めていくというふうに捉えますが、そういう立場でいいのか、一応念のために再質問させていただきます。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再質問にお答えいたします。

双葉町だけではなくて、双葉郡内の帰還困難区域を抱える5つの自治体全て、帰還困難区域に関しましては、除染の徹底をして避難指示解除をすると、そういうふうな共通認識であります。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) 今のご答弁のとおり、ぜひとも他の町村とも連携して、しっかり除染による解除を強く求めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。農業再生について。先日、町より試験栽培の情報提供をいただきました。また、昨年には農業法人との包括連携協定も結ばれるなど、町の農業再生に関し明るい話題が出ています。農業の再生は、双葉町の復興を牽引する重要なテーマであり、また帰還困難区域の全域避難指示解除に向けても必要不可欠なものと思います。包括連携協定を踏まえた取組や、双葉町農地保全管理組合による取組状況なども含め、農業再生に関する町の決意をお伺いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2、農業再生について。農業再生の取組に関するおたただしですが、令和元年8月に株式会社舞台ファームと農業に関する包括連携協定を締結し、その一環として舞台ファームとの協働により、双葉町地域営農再開ビジョンの策定に取り組んでいるところであります。この中で双

葉町の営農再開の方向性を検討し、課題や対応方針を取りまとめ、将来像をお示しすることで営農再開に向けた取組のより一層の推進を図ってまいります。

また、現在特定復興再生拠点区域での農地除染が進捗しており、除染後農地の保全管理により営農環境を整え、円滑な営農再開へとつなげていくため、保全管理組合の体制づくりを進めております。対象地区の行政区長や農業者との話し合いを続けており、本年4月には上羽鳥地区、下羽鳥、長塚地区で保全管理組合が設立され、6月末から農地の草刈りや耕起等の作業を開始しております。このほか、中田地区でも8月に組織化を行ったところであり、今後、下長塚地区と三字地区においても保全管理組合を立ち上げるため、行政区長や農業者との話し合いを継続してまいります。

農業再生については、保全管理組合の活動を支援し、農地の保全とともに地力の向上や農産物の出荷制限等解除の取組を進め、担い手対策等山積する課題に対応しながら、震災以前の農村風景の回復、なりわいとしての農業の再生を果たせるよう努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ご答弁ありがとうございます。農業再生、先日もちょっとこちらに資料がありますが、野菜等の試験栽培について情報提供がありましたけれども、皆さんのご努力によってどんどん進んでいるような状況と思われます。農業者の皆さんが組合をつくって、暑い中その保全管理を進められており、私的にはもう頭が下がるばかりでございます。

また、ビジョンの策定というお話も今ありましたけれども、その舞台ファームさんの力も必要と思います。農業者の皆さんの力がうまく組み合わさって、そのビジョンの実現に向けて動いていけばいいのかなとも思うのですが、地元の農業者の方の耕作が難しいような土地、ちょっと私も土地勘あまりないところもございますけれども、そういう場所については、今お話のあったその舞台ファームさんとかのお力を借りて、大規模にその耕作とかをしていただいて販売していただくのも手かなと思います。その辺について、町長はどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

地域営農再開ビジョンは、双葉町の農業振興の指針となる計画であり、営農再開ビジョンに基づき、農業再生に向けた取組を一層推進していき、具体化を目指す必要があります。まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、株式会社舞台ファームが持つノウハウを提供いただき、一つ一つ課題解決を図りながら、町の重要な産業である農業の早期復興を果たせるよう、舞台ファームと相談しながら取り組んでいきたいと思っております。

ただ、一番の問題は、農業再生、農地再生のために保全管理組合等と今各地で皆さんが努力をされて取組をされております。圃場整備等々をした後、担い手、その農地をどういうふうにするかというふうな方向性がしっかりと決まっていかなないと、農業再生というのは非常に厳しい状況になっているだろうと思っております。一番は、担い手があれば非常に喜ばしいことでありますけれども、残念な

がら、今現状の状況では非常に厳しい状況であると私たちは認識しております。そういったことから、舞台ファームのそういうふうな農業復興のためのノウハウをしっかりと連携をして導入することによって、農業再開、農業再生をできるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど答弁ありましたけれども、これから長い期間かかると思うのです、その再開していくのについて。今ほど答弁ありましたが、地元の農業者の方とそういった実績のある舞台ファームさんとうまく連携していただいて、今後取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。3番目の医療の確保について。前回、今後の避難指示解除に向けて医療体制の確保が必要ではないかと質問したところ、解除に向けて医療施設を整備する旨ご答弁いただきました。このことについては、スピード感を持った取組が必要であると思いますが、その後の検討や関係機関との調整状況などの進捗状況についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、医療の確保について。医療施設整備に向けた取組についてのおたただしですが、この間、避難指示が解除された周辺自治体を訪問し、医療施設について情報収集を行い、現在、医療施設の運営方式や導入する医療機器、施設の規模等について検討を進めており、医療施設の整備（案）がまとまり次第、福島県や福島県厚生農業協同組合連合会（J A福島厚生連）等との本格的な協議を進めていきたいと考えております。協議を進める中で多くの課題が生じてくると思いますが、一つ一つ解決を図り、町民の皆さんへ早い時期に医療施設の規模や診療科目、診療日等についてお示しできるよう努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ご答弁ありがとうございます。医療については、先ほども同僚議員の質問等のご答弁もありましたとおり、いろんな調査の中でも、帰還に当たって町民の方が最も要望されているものになっているかと思えます。また、二次医療については、他町との連携が必要かとは思いますが、双葉町にはお医者さんがいて、何か不安があるときにはすぐ相談できるというのは、皆さんの安心に大きく関わるものだと思います。

おかげさまで今の答弁、周辺自治体からの情報収集を進めていただいているとのことでしたが、スケジュール感についてはどのように動いているのでしょうか。今ほど通告にも出していますが、スピード感を持ってということ。施設の規模や運営についての案を具体的にもう残り1年半くらいしかないわけなのです。なので、具体的にいつ頃までに設計を開始とか、あといつ頃建設を始めるとか、そしていつ頃運営を開始するとか、避難指示解除の目標時期まであまり今のとおり期間もないので、その辺のスケジュール感をきっちり出していただきたいなと個人的に思っておりますので、その辺の町長のお考えをご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

当然、目標としては、令和4年の春の避難指示の目標ということがありますから、そういった目標に向けて取組を進めていかなくてはならないと思っております。ただ一方、今回の診療所の要請、要望につきましては、実は数年前からJA厚生連とは内々に水面下で話をさせていただいております。厚生病院の再開、再建に向けての考え方、そして町として厚生連、厚生病院との創設設立の時からの話もさせてきていただいております。そんな中で、平成23年は県立大野病院と厚生病院の合併問題ということで棚上げになった状況で、非常に動かすのが難しかったといいますが、なかなかお互いの総合共通理解というか、そういうふうなところに至るまで少し時間がかかりましたが、何とか厚生連の理解を得ましたので、診療施設に関しては、ある程度進めていけるものというふうに話し合いでは決まっておりますが、診療科目、規模的なもの、そして運営方法。まずは、厚生連の事務方とこちらの事務方同士、どういうふうな基本的な合意ができるかによって動きが進んでくると思います。当然、建設というのは、先ほど申し上げたとおり、令和4年春の目標に向かって取り組まなくてはならないということからすると、非常に時間は限られている。厳しい状況にあると思いますが、その目標に向けてしっかりと検討を進めさせていただき、具体的に皆さんにお示しできるようなことが発表できるようにさせていただきたい、していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ご答弁ありがとうございます。買物とかも大事なのですが、町民の皆さんの一番の心配は、やっぱり医療機関だと思いますので、そのスケジュール感を持ってしっかりと進めていただければと思います。前回は質問して、今回も答弁的には同じような感じなので、次回にもまた質問させていただきますので、その時に何か具体的に見えるように、何かこんな感じでしたというのをちょっと答弁いただけるとありがたいかと思いますので、その辺よろしく願いしたいと思います。

続きまして、最後ですが、4番の国際教育研究拠点についてお伺いいたします。国際教育研究拠点についても前回質問させていただき、まずは双葉地方として立地を要望している旨ご答弁をいただきました。これから復興を本格化させるに当たり、世界の関心を高め、新たな産業を定着させていく上で大変重要なものと思いますが、改めて町としての考えや現在の状況についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、国際教育研究拠点について。国際教育研究拠点についての町の考え方や現在の状況についてのおたかしですが、国際教育研究拠点は、復興庁を中心に浜通り地域の復興、創生や新産業創出、福島復興研究の集積や世界への情報発信等を目的として検討が進められてきたものと承知しており、当町としまして、そういった拠点が浜通り地域、特に双葉地方において立地し、持続的に運営されることは、イノベーション・コースト構想を双葉地方に根づかせ、逆境を克服し、むしろ世界を牽引することにつながる大変意義深いことと捉えております。今後、国や県により立地

場所の選定が行われるものと承知しておりますが、当町としましては、誘致する場所や土地が重要なのではなく、地元が国際教育研究拠点の運営や研究、産業創出に主体的に参画し、成果を定着させていけるかどうか重要であり、そういったことが可能となる地元側も含めた体制づくりやビジョンづくりが不可欠であると考えております。そのため双葉地方一体となり協力して取り組んでいくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 前回の議事録と同じ答弁をいただきありがとうございますというか、ちょっと何か全然進んでいないような感じがすけれども、町長の答弁で今出てきましたとおり、双葉郡全体で考えると。前回もちょっと言わせていただきましたけれども、ぜひとも当町がというような、やっぱり町長としてやっていただきたいなと個人的に思っておりますので、これ以上答弁はなかなか厳しいので、双葉郡全体と今もおっしゃってしまして、前回もそういう答弁をいただいていますので、私としては、なるべく双葉町に持ってきていただけるように活動を引き続きやっていただきたいと思いますし、次12月もまた同じような質問させていただきますということを申し述べて、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時05分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和２年第３回双葉町議会定例会議事日程（第３号）

令和２年９月１６日（水曜日）午前９時開議

開 議

- 日程第１ 議案第４２号 専決処分の承認について
専決第１１号 常磐線双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎整備に係る協定の一部変更について
- 日程第２ 議案第４３号 双葉町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第３ 議案第４４号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第４ 議案第４５号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第５ 議案第４６号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第６ 議案第４７号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第７ 議案第４８号 町道路線の廃止について
- 日程第８ 議案第４９号 町道路線の認定について
- 日程第９ 議案第５０号 道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物件移設工事（１工区）工事請負契約の一部変更について
- 日程第１０ 議案第５１号 双葉町産業交流センター備品（会議室・共用部分等什器）購入契約の一部変更について
- 日程第１１ 議案第５２号 水処理センター建設工事業務委託契約の締結について
- 日程第１２ 議案第５３号 備品購入契約の締結について
- 日程第１３ 議案第５４号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第１４ 議案第５５号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第１５ 議案第５６号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第１６ 議案第５７号 令和２年度双葉町一般会計補正予算（第３号）
- 日程第１７ 議案第５８号 令和２年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第１８ 議案第５９号 令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第１９ 議案第６０号 令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第２０ 議案第６１号 令和２年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 日程第２１ 議案第６２号 令和元年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第２２ 議案第６３号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第２３ 議案第６４号 令和元年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第２４ 議案第６５号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について

- 日程第25 議案第66号 令和元年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第26 議案第67号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第27 議案第68号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第69号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水に関する意見書案
- 日程第31 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書案
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第33 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（7名）

1 番	尾 形 彰 宏 君	2 番	石 田 翼 君
3 番	羽 山 君 子 君	4 番	高 萩 文 孝 君
5 番	菅 野 博 紀 君	7 番	岩 本 久 人 君
8 番	佐々木 清 一 君		

○欠席議員（1名）

6 番	清 川 泰 弘 君
-----	-----------

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘書広報課長	鈴 木 健 一 君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平 岩 邦 弘 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大 浦 富 男 君
戸籍税務課長	高 橋 秀 行 君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	中 野 弘 紀 君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶 来 丈 夫 君
生活支援課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教育総務課長	橋 本 仁 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
---------	---------

書 記 加 村 め ぐ み

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎発言の取消し

（「議長、3番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 9月11日の定例会の一般質問の中で、私の発言の一部について、議事録より取消しをお願いいたします。

取消ししたい発言、一般質問のうち、新型コロナウイルス感染拡大に対する町民等への支援についての再質問における、町長は、先ほど国の10万円、子供さんがお生まれになったら10万円というのは、国の制度とかですね、国の支援ですね、町の独自の支援ではないと思うのですねの部分です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ただいま3番、羽山君子君から、会議規則第64条の規定により、9月11日の会議における一般質問について、お手元に配付しました発言取消し申出に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、羽山君子君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第42号から日程第29、諮問第1号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

日程第1、議案第42号 専決処分の承認について、専決第11号 常磐線双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎整備に係る協定の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第43号 双葉町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第44号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改

正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第45号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第46号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第47号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第48号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第49号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第50号 道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物件移設工事(1工区)工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第51号 双葉町産業交流センター備品(会議室・共用部分等什器)購入契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第52号 水処理センター建設工事業務委託契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第53号 備品購入契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第54号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第55号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、石田翼君の退場を求めます。

休議します。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時16分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休議します。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時17分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第56号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第57号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 7ページになります。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第58号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第59号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第60号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第61号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第21、議案第62号 令和元年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8 ページ、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 13ページになります。第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 16ページになります。第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 20ページになります。第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 27ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 52ページになります。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 62ページ、第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 65ページ、第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 70ページになります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 74ページ、第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 77ページ、第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 86ページ、第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第62号は認定することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第22、議案第63号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 13ページ、第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第63号は認定することに決定しました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第64号 令和元年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は認定することに決定しました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第24、議案第65号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページの歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第65号は認定することに決定しました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第25、議案第66号 令和元年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 9ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 13ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 15ページになります。第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第66号は認定することに決定しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第26、議案第67号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第67号は認定することに決定しました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第27、議案第68号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 双葉町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第68号は同意することに決定しました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第28、議案第69号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 双葉町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第69号は同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第29、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について、適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第30、発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水に関する意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) おはようございます。発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水に関する意見書について提案理由を申し上げます。

2020年2月に多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書により、東京電力福島第一原子力発電所の処理水の処分方法について、海洋放出・大気放出の提言がされました。原発事故からの復興のため、福島第一原子力発電所の廃炉を一步一步進めることが重要であることから、早期にALPS処理水の処分方法の決定と、国による説明責任、風評被害の払拭を要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、復興大臣、原子力規制委員会委員長であります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第31、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、一般財源の激減が避け難くなっています。地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て、防災・減災など喫緊の財政需要への対応をはじめ長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国における令和3年度地方財政対策及び地方税制改正実現を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(佐々木清一君) 日程第32、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(佐々木清一君) 日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和2年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時00分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 岩 本 久 人